

平成27年 No.8

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程等の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学職員表彰規則等の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学カリキュラム実施細則等の一部を改正する実施細則

国立大学法人東京学芸大学国際戦略アドバイザー設置要項等の一部を改正する要項

東京学芸大学教員選考基準の一部を改正する基準

東京学芸大学に任期制を導入する場合の手続き等に関する申合せの一部を改正する申合せ

東京学芸大学短期留学プログラムカリキュラム実施要領等の一部を改正する要領

#### 改正理由

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

#### 承認経過

平成27年3月25日 教育研究評議会 審議・承認

平成27年3月25日 役員会 審議・承認

平成27年3月30日 役員会 審議・承認（就業規則関係）

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成27年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成27年規程第8号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学監事監査規程（平成16年規程第44号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学役員規程（平成16年規程第31号）
- (4) 東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）
- (5) 東京学芸大学教室主任会規程（平成20年規程第2号）
- (6) 東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程（平成20年規程第3号）
- (7) 東京学芸大学特命教授等に関する規程（平成16年規程第48号）
- (8) 東京学芸大学学位規程（昭和42年規程第14号）
- (9) 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程（平成16年規程第35号）
- (10) 東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）
- (11) 特命教授等の選考に関する特例規程（平成16年規程第49号）

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(副学長) 第18条 本学に副学長を置く。 2 副学長は、学長が任命する理事又は職員をもって充てる。 <u>3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</u> <u>4 副学長に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p>第3節 教授会等 (教授会) 第26条 教育学部の各学系に、教授会を置く。 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。 (部局長会) 第27条 本学に、本学の運営に関する事項を協議し、部局間の連絡調整を行うため、部局長会を置く。 2 部局長会に関し必要な事項は、別に定める。 (全学教室主任会) <u>第27条の2 本学に、本学の学部及び特別支援教育特別専攻科の学生に関する事項を審議するため、全学教室主任会を置く。</u> <u>2 全学教室主任会に関し必要な事項は、別に定める。</u> (大学院教育学研究科運営委員会) <u>第27条の3 本学に、本学の大学院教育学研究科の学生に関する事項を審議するため、大学院教育学研究科運営委員会を置く。</u> <u>2 大学院教育学研究科運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。</u> (委員会等) 第28条 本学に、本学の教育研究等に関する事項を審議するため、各種の委員会 その他必要な運営組織（以下「委員会等」という。）を置くことができる。 2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(副学長) 第18条 本学に副学長を置く。 2 副学長は、学長が任命する理事又は職員をもって充てる。  <u>3 副学長に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p>第3節 教授会等 (教授会) 第26条 教育学部の各学系に、教授会を置く。 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。 (部局長会) 第27条 本学に、本学の運営に関する事項を協議し、部局間の連絡調整を行うため、部局長会を置く。 2 部局長会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(委員会等) 第28条 本学に、本学の教育研究等に関する事項を審議するため、各種の委員会 その他必要な運営組織（以下「委員会等」という。）を置くことができる。 2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学監事監査規程の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(調査及び回付する文書)  <u>第13条 監事は、文部科学大臣に提出する認可、承認、認定又は届出に係る書類並びに報告書その他文部科学省令で定める文書について調査しなければならない。</u></p> <p><u>2 次</u>の各号に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付しなければならない。  <u>[削除]</u>            (1) 前項以外の行政機関等に提出する重要な文書            (2) 契約に関する重要な文書            (3) 訴訟に関する重要な文書            (4) その他業務に関する重要な文書</p> <p><u>3 次</u>の各号に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。            (1) 文部科学大臣から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書            (2) 前号以外の行政機関等から発せられた重要な文書            (3) その他業務に関する重要な報告又は供閲等の文書            (監事への報告及び監事による調査)</p> <p><u>第14条 役員（監事を除く。）は、本学に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 役職員は、業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、直ちに、その旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 監事は、役員から第1項の報告を受けた場合には、直ちに、調査を行わなければならない。</u></p> <p><u>4 会計監査人から法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為を発見した旨の報告を受けた場合にも、前項に準じて対処する。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(役員の不正に関する報告)  <u>第17条 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令に違反する事実若しくは著しく不当な</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(監事に回付する文書)  <u>第13条</u></p> <p>次の各号に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付しなければならない。  <u>(1) 文部科学大臣に提出する認可又は承認の申請書その他重要な文書</u>  <u>(2) 前号以外の行政機関等に提出する重要な文書</u>  <u>(3) 契約に関する重要な文書</u>  <u>(4) 訴訟に関する重要な文書</u>  <u>(5) その他業務に関する重要な文書</u></p> <p><u>2 次</u>の各号に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。            (1) 文部科学大臣から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書            (2) 前号以外の行政機関等から発せられた重要な文書            (3) その他業務に関する重要な報告又は供閲等の文書            (事故又は異例の事態の監事への報告)</p> <p><u>第14条 [新設]</u></p> <p>業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、<u>役職員は速やかに</u>その旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。</p> <p>[省略]</p> <p>(特別の報告に対する措置)  <u>第17条 監事は、役員から業務上の事故又は異例の事態について報告を受けた場合には、その調査の要否を検討する。</u></p> <p><u>2 会計監査人から法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為を発見した旨の報告を受けた場合にも、前項に準じて対処する。</u></p> <p>[省略]</p>

事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

国立大学法人東京学芸大学役員規程の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（監事の職務） 第8条 監事の職務は、法第11条第4項、第5項、<u>第6項及び第11条の2の規定</u>による。</p> <p>（監事の任期） 第9条 監事の任期は、<u>法第15条第3項の規定による。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>施行日の前日において、現に監事の職にある者及び施行日の前日の欠員に対する後任監事の任期は、第9条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（監事の職務） 第8条 監事の職務は、法第11条第4項<u>及び</u>第5項の規定による。</p> <p>（監事の任期） 第9条 監事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の<u>後任監事の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教授会規程の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号。以下「<u>組織運営規程</u>」という。）第26条第2項の規定に基づき、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系の教授会について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(教授会の役割)</u></p> <p>第2条 教授会は、<u>学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</u></p> <p>(1) 学生（当該学系が所管する群，特別支援教育特別専攻科及び大学院教育学研究科の専攻（総合教育開発専攻にあつては，コース）に所属する学生をいう。以下同じ。）の入学，卒業，修了に関する事項</p> <p><u>(2) 学位の授与に関する事項</u></p> <p><u>〔削除〕</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</u></p> <p><u>2 教授会は，前項に規定するもののほか，次に掲げる事項について審議し，学長及び学系長の求めに応じ，意見を述べることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該学系の教員の採用計画及び教員候補者の選考に関する事項</u></p> <p><u>(2) 当該学系・学群の教育研究に関する事項</u></p> <p><u>(3) 当該学系・学群の運営に関する事項</u></p> <p><u>(4) その他学系長が必要と認めた事項</u></p> <p><u>(学系教室主任会)</u></p> <p>第3条 教授会に学系教室主任会を置く。</p> <p><u>2 学系教室主任会については，学系長が別に定める。</u></p> <p>(審議事項の委任等)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第26条第2項の規定に基づき、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系の教授会について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(審議事項)</u></p> <p>第2条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 学生（当該学系が所管する群，特別支援教育特別専攻科及び大学院教育学研究科の専攻（総合教育開発専攻にあつては，コース）に所属する学生をいう。以下同じ。）の入学，卒業，修了<u>その他身分</u>に関する事項</p> <p><u>(2) 学生の懲戒に関する事項</u></p> <p><u>(3) 当該学系の教員の採用及び昇任の選考に関する事項</u></p> <p><u>(4) 当該学系の教育研究に関する事項</u></p> <p><u>(5) 当該学系の運営に関する事項</u></p> <p><u>(6) その他学系長が必要と認めた事項</u></p> <p>(審議事項の委任等)</p>

第3条の2 [削除]

教授会は、前条第1項第1号及び第2号に規定する審議事項のうち、学部及び特別支援教育特別専攻科の学生に関する事項について、組織運営規程第27条の2に規定する全学教室主任会にその審議を委任する。

2 前項で委任した審議事項について、全学教室主任会で議決された事項は、教授会で議決されたものとする。

[削除]

第3条の3 [削除]

教授会は、第2条第1項第1号及び第2号に規定する審議事項のうち、大学院教育学研究科の学生に関する事項について、組織運営規程第27条の3に規定する大学院教育学研究科運営委員会にその審議を委任する。

2 前項で委任した審議事項について、大学院教育学研究科運営委員会で議決された事項は、教授会で議決されたものとする。

[削除]

[省略]

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第3条 教授会に、東京学芸大学教室主任会（この条において「教室主任会」という。）を置く。

2 教授会は、前条第1号及び第2号に規定する審議事項のうち、学部及び特別支援教育特別専攻科の学生に関する事項について、教室主任会にその審議を委任する。

3 前項で委任した審議事項について、教室主任会で議決された事項は、教授会で議決されたものとする。

4 教室主任会に関する規程は、別に定める。

第3条の2 教授会に、東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会（この条において「研究科運営委員会」という。）を置く。

2 教授会は、第2条第1号及び第2号に規定する審議事項のうち、大学院教育学研究科の学生に関する事項について、研究科運営委員会にその審議を委任する。

3 前項で委任した審議事項について、研究科運営委員会で議決された事項は、教授会で議決されたものとする。

4 研究科運営委員会に関する規程は、別に定める。

[省略]

東京学芸大学教室主任会規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">東京学芸大学<u>全学</u>教室主任会規程</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第27条の2第2項の規定に基づき、全学教室主任会</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（審議事項）</p> <p>第2条 <u>全学教室主任会</u>は、<u>東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）第2条第1項</u>に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 学生（学部及び特別支援教育特別専攻科の学生をいう。以下同じ。）の入学，卒業，修了に関する事項</p> <p>(2) <u>学位の授与に関する事項</u></p> <p>2 <u>全学教室主任会</u>は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 学生の修学指導に関する事項</p> <p>(2) 学生の就職指導及びキャリア支援に関する事項</p> <p>(3) <u>学生の懲戒に関する事項</u></p> <p>(4) <u>大学説明会の実施に関する事項</u></p> <p>(5) <u>その他全学教室主任会が必要と認めた事項</u></p> <p>（組織）</p> <p>第3条 <u>全学教室主任会</u>は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 教育を所掌する副学長</p> <p>(2) 学生を所掌する副学長</p> <p>(3) 学系長</p>	<p style="text-align: center;">東京学芸大学教室主任会規程</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、<u>東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号。以下「教授会規程」という。）第3条第4項の規定に基づき、東京学芸大学教室主任会（以下「教室主任会」という。）</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（審議事項）</p> <p>第2条 教室主任会は、教授会規程第2条に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 学生（学部及び特別支援教育特別専攻科の学生をいう。以下同じ。）の入学，卒業，修了<u>その他身分</u>に関する事項</p> <p>(2) <u>学生の懲戒に関する事項</u></p> <p>2 教室主任会は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 学生の修学指導に関する事項</p> <p>(2) 学生の就職指導及びキャリア支援に関する事項</p> <p>(3) <u>大学説明会の実施に関する事項</u></p> <p>(4) <u>その他教室主任会が必要と認めた事項</u></p> <p>（組織）</p> <p>第3条 教室主任会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 教育を所掌する副学長</p> <p>(2) 学生を所掌する副学長</p> <p>(3) 学系長</p>

- (4) 教室主任
- (5) 特別支援教育特別専攻科主任  
(議長等)

第4条 全学教室主任会は、前条第1号の委員が招集し、同委員が同条第3号の委員のうちから議長を指名する。

2 前条第1号の委員に事故があるときは、同条第2号の委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 全学教室主任会は、公務により出張中の者、退職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第4号及び第5号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 全学教室主任会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議結果の報告)

第7条 学系長は、第2条第1項に規定する事項の審議結果について、当該学系の教授会に報告するものとする。

(部会)

第8条 全学教室主任会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、第3条の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、全学教室主任会が別に定める。

(庶務)

第9条 全学教室主任会の庶務は、関係部課等の協力を得て学務部学務課が処理する。

(規程の改廃)

- (4) 教室主任
- (5) 特別支援教育特別専攻科主任  
(議長等)

第4条 教室主任会は、前条第1号の委員が招集し、議長となる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する学系長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 教室主任会は、公務により出張中の者、退職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第4号及び第5号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 教室主任会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議結果の報告)

第7条 学系長は、第2条第1項に規定する事項の審議結果について、当該学系の教授会に報告するものとする。

(部会)

第8条 教室主任会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、第3条の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、教室主任会が別に定める。

(庶務)

第9条 教室主任会の庶務は、関係部課等の協力を得て学務部学務課が処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、全学教室主任会の運営について必要な事項は、全学教室主任会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第10条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、教室主任会の運営について必要な事項は、教室主任会の議を経て、別に定める。

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第27条の3第2項の規定に基づき</u>、<u>大学院教育学研究科運営委員会（以下「委員会」という。）</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、<u>東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）第2条第1項</u>に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 学生（大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の学生をいう。以下同じ。）の入学、修了に関する事項</p> <p>(2) <u>学位の授与に関する事項</u></p> <p>2 委員会は、前項に掲げるもののほか、研究科における次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 学位論文審査委員会の設置に関する事項</p> <p>(2) 学位に関する事項</p> <p>(3) 在学年数短縮修了に関する事項</p> <p>(4) 長期履修学生の認定に関する事項</p> <p>(5) 学生の修学指導に関する事項</p> <p>(6) 学生の就職指導及びキャリア支援に関する事項</p> <p><u>(7) 学生の懲戒に関する事項</u></p> <p><u>(8) カリキュラムに関する事項</u></p> <p><u>(9) 学生交流規程に基づく派遣・受入（外国の大学院への派遣を除く。）に関する事項</u></p> <p><u>(10) 既修得単位等認定単位に関する事項</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号。以下「教授会規程」という。）第3条の2第4項の規定に基づき</u>、<u>東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会（以下「委員会」という。）</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、教授会規程第2条に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 学生（大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の学生をいう。以下同じ。）の入学、修了<u>その他身分</u>に関する事項</p> <p>(2) <u>学生の懲戒に関する事項</u></p> <p>2 委員会は、前項に掲げるもののほか、研究科における次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 学位論文審査委員会の設置に関する事項</p> <p>(2) 学位の<u>付記</u>に関する事項</p> <p>(3) 在学年数短縮修了に関する事項</p> <p>(4) 長期履修学生の認定に関する事項</p> <p>(5) 学生の修学指導に関する事項</p> <p>(6) 学生の就職指導及びキャリア支援に関する事項</p> <p><u>(7) カリキュラムに関する事項</u></p> <p><u>(8) 学生交流規程に基づく派遣・受入（外国の大学院への派遣を除く。）に関する事項</u></p> <p><u>(9) 既修得単位等認定単位に関する事項</u></p>

- (11) 単位互換制度の運用に関する事項
- (12) 大学院説明会の実施に関する事項
- (13) 科目等履修生及び研究生等の受入れに関する事項
- (14) 新教員養成コースの運営に関する事項（東京学芸大学新教員養成コース実施委員会規程（平成23年規程第9号）第3条に規定する審議事項を除く。）
- (15) その他委員会が必要と認めた事項

〔省略〕

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育を所掌する副学長
- (2) 学生を所掌する副学長
- (3) 学系長
- (4) 専攻代表  
(議長等)

第4条 〔削除〕

委員会は、前条第1号の委員が招集し、同委員が同条第3号の委員のうちから議長を指名する。

2 前条第1号の委員に事故があるときは、同条第2号の委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第4号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

〔省略〕

- (10) 単位互換制度の運用に関する事項
- (11) 大学院説明会の実施に関する事項
- (12) 科目等履修生及び研究生等の受入れに関する事項
- (13) 新教員養成コースの運営に関する事項（東京学芸大学新教員養成コース実施委員会規程（平成23年規程第9号）第3条に規定する審議事項を除く。）
- (14) その他委員会が必要と認めた事項

〔省略〕

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学院を所掌する副学長
- (2) 学系長
- (3) 専攻代表  
(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は大学院を所掌する副学長をもって充て、副委員長は学系長のうちから委員長が指名する。

2 委員長は委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第3号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

〔省略〕

(拡大研究科運営委員会)

第7条 第2条第1項に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項を審議するため、拡大研究科運営委員会を置く。

(1) 学生の入学及び修了の判定に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) その他拡大研究科運営委員会が必要と認めた事項

2 拡大研究科運営委員会は、第3条各号に掲げる委員に、コース（サブコースを置くコースにあつては、サブコース）ごとに選出された委員各1名を加えて組織する。

[削除]

3 第4条、第5条及び第6条の規定は、拡大研究科運営委員会に準用する。ただし、第5条第1項ただし書中「第3条第4号の委員」とあるのは、「第3条第4号の委員及びコース（サブコースを置くコースにあつては、サブコース）ごとに選出された委員」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(拡大研究科運営委員会)

第7条 第2条第1項第1号に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項を審議するため、拡大研究科運営委員会を置く。

(1) 学生の入学及び修了の判定に関する事項

(2) その他拡大研究科運営委員会が必要と認めた事項

2 拡大研究科運営委員会は、第3条各号に掲げる委員に、コース（サブコースを置くコースにあつては、サブコース）ごとに選出された委員各1名を加えて組織する。

3 拡大研究科運営委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1項に定める者をもって充てる。

4 第4条第2項及び第3項、第5条並びに第6条の規定は、拡大研究科運営委員会に準用する。ただし、第5条第1項ただし書中「第3条第3号の委員」とあるのは、「第3条第3号の委員及びコース（サブコースを置くコースにあつては、サブコース）ごとに選出された委員」と読み替えるものとする。

東京学芸大学特命教授等に関する規程の一部改正について

改正理由：学長のリーダーシップ確立のための教員人事制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(選考) 第3条 特命教授等の選考は、<u>教員人事委員会の議を経て</u>、学長が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教（以下「特命教授等」という。）に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(定義) 第2条 この規程において「特命教授等」とは、国立大学法人東京学芸大学有期雇用職員就業規則（平成16年規則第20号。以下「有期雇用職員就業規則」という。）又は国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号。以下「非常勤講師就業規則」という。）に基づき雇用される者のうち、学長の命により、本学の運営上特に必要な業務に従事する者、並びに大学院教育学研究科教育実践創成専攻（以下「教職大学院」という。）及び免許状更新講習を担当する本学附属学校教員で、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）又は東京学芸大学教職大学院実務家教員選考基準（平成24年2月9日制定）に定める教授、准教授、講師又は助教の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められるものをいう。</p> <p>(選考) 第3条 特命教授等の選考は、<u>役員会の議に基づき</u>、学長が行う。</p> <p>(称号) 第4条 前条の規定により選考された者は、特命教授等を称することができる。</p> <p>(付与期間) 第5条 有期雇用職員就業規則又は非常勤講師就業規則に基づき雇用される者が特命教授等を称することができる期間は、本学に勤務する期間とする。 2 教職大学院及び免許状更新講習を担当する附属学校教員が特命教授等を称することができる期間は、当該担当を命ぜられた期間とする。</p> <p>(補則) 第6条 この規程に定めるもののほか、特命教授等に関し必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。</p> <p>(改廃) 第7条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。</p>

東京学芸大学学位規程の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（教授会への報告）</p> <p>第11条 審査委員会は、学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその氏名及び学位論文又は課題研究の成果の審査結果の要旨並びに最終試験の結果を文書で教授会に報告しなければならない。</p> <p>（修士課程の修了の議決）</p> <p>第12条 教授会は、<u>前条の報告を受け</u>、修士課程の修了の可否を議決する。</p> <p>2 前項の議決において、修士課程の修了を可とする議決は、当該議決権を有する出席者の3分の2以上の賛成がなければ行うことができない。</p> <p>（審査結果等の報告）</p> <p>第13条 教授会は、前条の規定により修士課程の修了の可否を議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。</p> <p>（修士課程の修了の認定）</p> <p>第14条 学長は、<u>前条の報告を受け</u>、修士課程の修了の認定を行う。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（教授会への報告）</p> <p>第11条 審査委員会は、学位論文又は課題研究の成果の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその氏名及び学位論文又は課題研究の成果の審査結果の要旨並びに最終試験の結果を文書で教授会に報告しなければならない。</p> <p>（修士課程の修了の議決）</p> <p>第12条 教授会は、<u>前条の報告に基づき</u>、修士課程の修了の可否を議決する。</p> <p>2 前項の議決において、修士課程の修了を可とする議決は、当該議決権を有する出席者の3分の2以上の賛成がなければ行うことができない。</p> <p>（審査結果等の報告）</p> <p>第13条 教授会は、前条の規定により修士課程の修了の可否を議決したときは、その結果を文書で学長に報告しなければならない。</p> <p>（修士課程の修了の認定）</p> <p>第14条 学長は、<u>前条の報告に基づき</u>、修士課程の修了の認定を行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p>（審査結果の研究科運営委員会への報告）</p> <p>第26条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、学位論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、主査の所属する大学の研究科運営委員会に文書で報告しなければならない。</p> <p>2 審査委員会は、学位論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認める</p>

(研究科運営委員会の審議)

第27条 研究科運営委員会は、前条の報告を受け、学位の授与の可否を議決する。

[省略]

(研究科委員会における審議)

第29条 研究科委員会は、前条の報告を受け、学位授与の可否を議決する。

[省略]

(学位の授与)

第31条 学長は、前条の報告を受け、学位を授与すると決定した者には学位記(別紙様式Ⅲ又はⅣ)を交付し、学位を授与できないと決定した者にはその旨を通知するものとする。

[省略]

(教職大学院の課程の修了の認定)

第38条 学長は、前条の報告を受け、教職大学院の課程の修了の認定を行う。

ときは、最終試験又は学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員会は、前項の規定にかかわらず、最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科運営委員会の審議)

第27条 研究科運営委員会は、前条の報告に基づき、学位の授与の可否を議決する。

(研究科委員会への報告)

第28条 研究科運営委員会委員長は、前条の規定により学位授与の可否を議決したときは、審査委員会の報告に研究科運営委員会の審議の結果を添えて、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会における審議)

第29条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を議決する。

(審議結果の学長への報告)

第30条 研究科長は、前条の規定により学位授与の可否を議決したときは、その結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第31条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すると決定した者には学位記(別紙様式Ⅲ又はⅣ)を交付し、学位を授与できないと決定した者にはその旨を通知するものとする。

[省略]

(審査結果等の報告)

第37条 教授会は、前条の規定により教職大学院の課程の修了の可否を議決したときは、その結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

(教職大学院の課程の修了の認定)

第38条 学長は、前条の報告に基づき、教職大学院の課程の修了の認定を行う。

〔省略〕

〔省略〕

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会規程の一部改正について

改正理由：学長のリーダーシップ確立のための教員人事制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 評議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの</p> <p>(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの</p> <p>(3) 学則（経営に関する部分を除く。）その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) <u>教員人事の方針、基準及び手続きに関する事項</u></p> <p>(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項</p> <p>(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項</p> <p>(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</p> <p>(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>(9) その他教育研究に関する重要事項</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 評議会は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの</p> <p>(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの</p> <p>(3) 学則（経営に関する部分を除く。）その他教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) <u>教員人事に関する事項（学長のリーダーシップによる戦略的配置教員以外の教員の採用及び昇任の選考に関する事項を除く。）</u></p> <p>(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項</p> <p>(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項</p> <p>(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</p> <p>(8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>(9) その他教育研究に関する重要事項</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学教員選考規程の一部改正について

改正理由：学長のリーダーシップ確立のための教員人事制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 〔省略〕</p> <p><u>（教員人事の構想）</u> 第2条 学長は、<u>中期目標・中期計画に基づく、教員人事の将来構想を策定する。</u> <u>（教員人事の方針等）</u> 第3条 学長は、<u>前条の将来構想を実現するため、教員人事の方針、基準及び手続き（以下「教員人事の方針等」と言う。）を策定する。</u> <u>（教員人事委員会）</u> 第4条 教員の人事に関し、<u>学長を補佐し、学長のリーダーシップの発揮を推進するため、役員会の下に教員人事委員会を置く。</u> 2 <u>学長は、教員人事委員会に、前条に定める教員人事の方針等の案を策定させる。</u> 3 <u>教員人事委員会は、前項の教員人事の方針等案の策定に当たり、教授会に意見を聴くものとする。</u> 4 <u>教員人事の方針等は、教育研究評議会の審議を経て、学長が決定する。</u> 5 <u>学長は、教育研究評議会において案の見直しを要する重大な意見があった場合、教員人事委員会に再検討を命ずることができる。</u> 6 <u>教員人事委員会に関し必要な事項は、別に定める。</u> <u>（教員採用計画）</u> 第5条 教授会は、<u>第3条に定める教員人事の方針等に基づく教員採用計画を、毎年度策定するものとする。</u> 2 <u>学系長は、前項の教員採用計画を様式第1により教員人事委員会に提出し、審査を受けなければならない。</u> <u>（教員の選考）</u> 第6条 教員の選考は、<u>教授会が選考した候補者のうちから、学長が行う。</u> <u>（選考の基準）</u> 第7条 教員の選考は、<u>東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定。以下「選考基準」という。）に基づき行わなければならない。</u> <u>（選考の原則）</u> 第8条 教員の選考においては、<u>男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神を尊重するとともに、国籍、障害等による差別を排除し、公平な選考を行わなければならない。</u> <u>（公募）</u> 第9条 教員の採用に当たっては、<u>公募により広く人材を求めるものとする。</u></p>	<p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における大学教員（以下「教員」という。）の採用、昇任、移籍（以下「採用等」という。）、兼任及び復帰並びに大学院担当者の選考に関し、必要な事項を定める。</p> <p><u>（選考の原則）</u> 第1条の2 教員の選考においては、<u>男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の精神を尊重するとともに、国籍、障害等による差別を排除し、公平な選考を行わなければならない。</u></p>

2 前項の公募に当たっては、前条の趣旨を明記するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、特任教員及び非常勤講師の採用に当たっては、公募によらないことができるものとする。

(公募方法)

第10条 公募は、公募要領の本学ホームページ及び JREC-IN (研究者人材データベース) への掲載その他適当な方法により行うものとする。

2 本学ホームページに掲載する公募要領は、日本語及び外国語で作成するものとする。

3 前項の日本語で作成する公募要領は、様式第2に定めるものとする。

(用語の定義)

第11条 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教、特任教員及び非常勤講師をいう。

2～7 [省略]

## 第2章 採用等に係る教員候補者の選考

### 第1節 候補者の選考手続

(採用等に係る教員候補者の選考)

第12条 採用等に係る教員(この章において特任教員及び非常勤講師を除く。)候補者の選考は、教員候補者選考委員会(この章において「選考委員会」という。)が教員候補者として選考した者のうちから、当該学系の教授会(以下「教授会」という。)が行う。

2 選考委員会における教員候補者の選考は、無記名投票による委員(委員長を除く。)の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 前項の選考に当たり、選考委員会委員長は、全応募者一覧(様式3の1)(昇任の選考の場合は昇任候補者(様式3の2))を作成のうえ、選考を行わなければならない。

4 選考委員会委員長は、第1項により教員候補者を選考したときは、教員候補者

(用語の定義)

第2条 この規程において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教、特任教員及び非常勤講師をいう。

2 この規程において「移籍」とは、現職名を変更することなく、学系、講座、分野又はセンターを異にして異動することをいう。

3 この規程において「兼任」とは、国立大学法人東京学芸大学の理事(次項において「理事」という。)が、本学の教授を兼ねることをいう。

4 この規程において「復帰」とは、本学の教授が理事に就任し、任期満了等により教授に復帰すること、本学の教授が本学の大学院連合学校教育学研究科の専任教員に異動した後、教授に復帰すること及び本学の教授又は准教授が教育学研究科教育実践創成講座の専任教員に異動した後、教授又は准教授に復帰することをいう。

5 この規程において「各学系」とは、総合教育科学系、人文社会科学系、自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。

6 この規程において「センター」とは、環境教育研究センター、教育実践研究支援センター、留学生センター、国際教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、情報処理センター、理科教員高度支援センター、学生支援センター及び教員養成開発連携センターをいう。

7 この規程において「大学院担当者」とは、大学院教育学研究科における研究指導、研究指導の補助及び授業の担当者をいう。

## 第2章 採用等に係る教員の選考

### 第1節 選考手続

(採用等に係る教員の選考)

第3条 採用等に係る教員(この章において特任教員及び非常勤講師を除く。)の選考は、教員候補者選考委員会(この章において「選考委員会」という。)が教員候補者(以下「候補者」という。)として選考した者のうちから、当該学系の教授会(以下「教授会」という。)が行う。

2 候補者の選考は、選考委員会において無記名投票による委員(委員長を除く。)の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 選考委員会委員長は、前項により候補者を選考したときは、教員候補者選考調

選考調書(様式第4)により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付きなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

5 教授会における教員候補者の選考は、無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。ただし、移籍に係る選考は、出席教授会構成員の過半数の賛成票をもって行い、その採決は、挙手によることができる。

6 学系長は、前項により教員候補者を選考したときは、教員候補者選考結果報告書(様式第5)及び全応募者一覧(様式第3の1)により、選考結果を学長及び教員人事委員会に報告しなければならない。

(採用等に係る教員の選考)

第13条 教員人事委員会は、前条第6項の報告を受けたときは、候補者選考の点検を行ったうえ、その結果を学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を参考に、候補者の採用等を決定したときは、教員選考結果報告書(様式第6)により、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に報告するものとする。

3 学長は、教授会の選考した候補者を採用等しないことを決定したときは、教員人事委員会にその旨を通知する。

4 教員人事委員会は、前項の通知を受けたときは、当該教員候補者の選考に係る問題点を整理し、教授会に通知する。

(削除)

(再審査)

第14条 教授会は、必要と認めるときは、選考委員会に再審査を行わせることができる。

(選考の制限)

第15条 第12条第5項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名以上の教員候補者となることができない。

(未着任者の報告)

第16条 学系長は、第12条第5項により選考された者が、採用予定年月日に着任できないときは、その経緯を速やかに学長、教員人事委員会及び教授会に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告があったときは、評議会に報告するものとする。

(削除)

(削除)

書(様式第1)により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付きなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

4 教員の選考は、教授会において無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。ただし、移籍に係る選考は、出席教授会構成員の過半数の賛成票をもって行い、その採決は、挙手によることができる。

5 選考委員会委員長は、前項により教員を選考したときは、教員選考結果報告書(様式第2)により、選考結果を教育研究評議会(以下「評議会」という。)に報告しなければならない。

(選考の基準)

第4条 教員の選考は、東京学芸大学教員選考基準(平成16年3月18日制定。以下「選考基準」という。)に基づき行われなければならない。

2 前項の選考基準は、別に定める。

(再審査)

第5条 教授会は、必要と認めるときは、選考委員会に再審査を行わせることができる。

(選考の制限)

第6条 第3条第4項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名以上の候補者となることができない。

(未着任者の報告)

第7条 学系長は、第3条第4項により選考された者が、採用予定年月日から1年を経過しても着任できないときは、その経緯を教授会及び評議会に報告するものとする。

第2節 公募

(公募)

第8条 教員の採用に当たっては、公募により広く人材を求めるものとする。

2 前項の公募に当たっては、第1条の2の趣旨を明記するものとする。

(公募方法)

第9条 公募は、公募要領の本学ホームページ及びJREC-IN(研究者人材データベ

(削除)

第2節 選考委員会

(開設承認等)

第17条 教授会は、第5条により策定した教員の採用計画に基づき、選考委員会を開設するとき(この条において「開設」という。)は、教員候補者選考委員会開設申請書(様式第7)及び公募要領(様式第2)により、教員人事委員会の承認を得なければならない。

2 開設の承認後1年を経過した時点において、選考委員会が教員候補者を選考できないときは、当該開設の承認は無効とする。

3 開設を承認された選考職名と異なる職名で選考委員会が教員候補者を選考するときは、改めて開設申請を行うものとする。この場合において、前項の適用については、当初の承認日を起算日とする。

(開設申請の審査の基準)

第18条 教員人事委員会は、教員人事の方針等に基づき、開設申請及び公募要領の審査を行うものとする。

(組織)

第19条 [省略]

ース)への掲載その他適当な方法により行うものとする。

2 本学ホームページに掲載する公募要領は、日本語及び外国語で作成するものとする。

(公募結果の公表)

第10条 公募を行った場合は、その結果(応募者数及び採用者名(採用者が得られなかった場合は、その旨))を、本学ホームページで速やかに公表するものとする。

第3節 選考委員会

(開設承認等)

第11条 選考委員会の開設(この条において「開設」という。)は、教員候補者選考委員会開設申請書(様式第3)により、評議会の承認を得なければならない。

2 開設の承認後1年を経過した時点において、候補者を選考できないときは、当該開設の承認は無効とする。

3 開設を承認された選考職名と異なる職名で候補者を選考するときは、改めて開設申請を行うものとする。この場合において、前項の適用については、当初の承認日を起算日とする。

(開設申請の審査の基準)

第12条 評議会における開設申請の審査は、欠員の状況及び選考委員会の組織について行うものとする。

(組織)

第13条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該学系長
- (2) 当該分野の分野主任
- (3) 当該講座に所属する教授 1名
- (4) 当該分野に所属する教授 1名
- (5) 当該学系に所属する教授(当該講座に所属する教授を除く。) 4名

2 センターの選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合教育科学系長(ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系長)
- (2) 当該センターの長
- (3) 当該センターに所属する教授 2名
- (4) 当該センターの運営委員会委員(当該センターに所属する者を除く。)である教授 4名

3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該講座の運営上の事情により必要と認められるときは、当該講座の講座主任をもって委員とすることができる。

4 第1項第5号の規定にかかわらず、必要と認められるときは、当該学系以外の学系又はセンターに所属する教授をもって委員とすることができる。

5 第1項第3号及び第4号並びに第2項第3号の規定にかかわらず、当該講座若しくは当該センターに所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっては准

(委員長)

第20条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあつては当該学系長を、センターにあつては総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系長）をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、第12条第2項に規定する投票に加わることができない。

(開催)

第21条 〔省略〕

(定足数)

第22条 〔省略〕

第3章 兼任に係る教授の選考

(兼任に係る教授の選考)

第23条 兼任に係る教授の選考は、この規程による候補者の選考を省略する。

第4章 復帰に係る教授又は准教授の選考

(復帰に係る教授又は准教授の選考)

第24条 復帰に係る教授又は准教授の選考は、この規程による候補者の選考を省略する。

第5章 非常勤講師候補者の選考

(非常勤講師候補者の選考)

第25条 非常勤講師（次章の非常勤講師，教員養成実地指導講師及び特任教員を除く。）候補者の選考は、非常勤講師候補者選考調書（様式第8）により、非常勤講師候補者選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が行う。

- 2 非常勤講師候補者の選考は、選考委員会において無記名投票による委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。
- 3 〔省略〕

教授を、助教の選考委員会にあつては、准教授又は講師をもって委員とすることができる。

6 前項に規定する准教授若しくは講師を欠くとき、又はやむを得ない事由により准教授若しくは講師を委員とすることができないときは、各学系にあつては、当該学系の教授を、センターにあつては、当該センターの運営委員会委員をもって委員とすることができる。

(委員長)

第14条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあつては当該学系長を、センターにあつては総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあつては、自然科学系長。以下同じ。）をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、第3条第2項に規定する投票に加わることができない。

(開催)

第15条 選考委員会を開催するときは、当該学系長（センターにあつては、総合教育科学系長）は、日時、場所及び委員名を教授会（センターにあつては、総合教育科学系の教授会及び当該施設・センターの運営委員会）に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

(定足数)

第16条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

第3章 兼任に係る教授の選考

(兼任に係る教授の選考)

第17条 兼任に係る教授の選考は、この規程による選考を省略する。

第4章 復帰に係る教授又は准教授の選考

(復帰に係る教授又は准教授の選考)

第18条 復帰に係る教授又は准教授の選考は、この規程による選考を省略する。

第5章 非常勤講師の選考

(非常勤講師の選考)

第19条 非常勤講師（次章の非常勤講師，教員養成実地指導講師及び特任教員を除く。）の選考は、非常勤講師選考調書（様式第4）により、非常勤講師選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が行う。

- 2 非常勤講師の選考は、選考委員会において無記名投票による委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、選考委員会の選考を省略するものとする。
  - (1) 本学の教員に採用されたことのある者
  - (2) 東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）第3条により客員教授若しくは客員准教授として選考されたことのある者

4 選考委員会委員長は、第2項により非常勤講師候補者を選考（前項により選考を省略した候補者を含む。）したときは、非常勤講師候補者選考結果報告書（様式第9）により、選考結果を学長及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

（選考の制限）

第26条 前条第2項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後1年を経過するまでの間、非常勤講師候補者となることができない。

（選考委員会の組織）

第27条 〔省略〕

（準用）

第28条 第7条、第13条（第1項及び第2項を除く。）、第20条から第22条までの規定は、非常勤講師候補者の選考に準用する。この場合において、第20条及び第21条中「当該学系長」とあるのは「当該教室が所属する群を所管する学系長」と読み替えるものとする。

（教員養成実地指導講師候補者等の選考）

第29条 第25条から前条までの規定にかかわらず、教員養成実地指導講師候補者及び特任教員候補者の選考手続等については、別に定める。

## 第6章 大学院担当者候補者の選考

### 第1節 選考手続

（選考手続の省略）

第30条 本学の教授、准教授及び特任教員を大学院担当者とする選考は、当該教員の採用等の選考と併せて行うものとし、次条から第36条までの選考手続を省略する。

2 〔省略〕

（大学院担当者候補者の選考）

第31条 大学院担当者候補者の選考は、教員候補者選考調書（様式第4）により、大学院担当者候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。

4 選考委員会委員長は、第2項により非常勤講師を選考（前項により選考を省略した候補者を含む。）したときは、非常勤講師選考結果報告書（様式第5）により、選考結果を教授会に報告しなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

（選考の制限）

第20条 前条第2項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後1年を経過するまでの間、非常勤講師となることができない。

（選考委員会の組織）

第21条 各学系の選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長
- (2) 当該教室に所属する教授 1名
- (3) 当該教室を構成する分野が所属する学系の教授 6名

2 センターの選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合教育科学系長（ただし、理科教員高度支援センターにあっては、自然科学系長）
- (2) 当該センターの長
- (3) 当該センターの運営委員会委員 6名

3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該教室に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該教室に所属する准教授若しくは講師をもって委員とすることができる。

（準用）

第22条 第4条及び第14条から第16条までの規定は、非常勤講師の選考に準用する。この場合において、第14条及び第15条中「当該学系長」とあるのは「当該教室が所属する群を所管する学系長」と読み替えるものとする。

（教員養成実地指導講師候補者等の選考）

第23条 第19条から前条までの規定にかかわらず、教員養成実地指導講師候補者及び特任教員の選考手続等については、別に定める。

## 第6章 大学院担当者の選考

### 第1節 選考手続

（選考手続の省略）

第24条 本学の教授、准教授及び特任教員を大学院担当者とする選考は、当該教員の採用等の選考と併せて行うものとし、次条から第32条までの選考手続を省略する。

2 現に大学院担当者である本学の教員を、当該専攻以外の専攻に係る大学院担当者とする場合の選考は、この規程による選考手続を省略する。

（大学院担当者の選考）

第25条 大学院担当者の選考は、教員候補者選考調書（様式第1）により大学院担当者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。

2 大学院担当者候補者の選考は、選考委員会において無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 選考委員会委員長は、前項により大学院担当者候補者を選考したときは、大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書（様式第10）により、選考結果を学長、教員人事委員会及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

4 学長は、大学院担当者候補者を大学院担当者とするときは、教員選考結果報告書（様式第6）により、評議会に報告するものとする。

（選考の基準）

第32条 〔省略〕

（選考の制限）

第33条 第31条第2項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、大学院担当者候補者となることができない。

第2節 選考委員会

（開設承認）

第34条 選考委員会の開設は、当該コース（総合教育開発専攻でサブコースを有する場合は当該サブコースをいう。以下同じ。）の要請に基づき、大学院教育学研究科担当者候補者選考委員会開設申請書（様式第11）により、当該コースを所管する学系長を経て、教員人事委員会の承認を得なければならない。

（組織）

第35条 〔省略〕

（委員長）

第36条 選考委員会に委員長を置き、学系長をもって充てる。

2 大学院担当者の選考は、選考委員会において無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 選考委員会委員長は、前項により大学院担当者を選考したときは、大学院教育学研究科担当者選考結果報告書（様式第6）により、選考結果を教授会に報告しなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

4 当該学系長は、前項の選考結果について、大学院教育学研究科担当者選考結果報告書により、評議会に報告しなければならない。

（選考の基準）

第26条 大学院担当者の選考は、選考基準に基づき行わなければならない。

2 講師及び助教は、原則として、研究指導の補助及び授業担当者としての選考に限るものとする。

（選考の制限）

第27条 第25条第2項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、大学院担当者となることができない。

第2節 選考委員会

（開設承認）

第28条 選考委員会の開設は、当該コース（総合教育開発専攻でサブコースを有する場合は当該サブコースをいう。以下同じ。）の要請に基づき、大学院教育学研究科担当者選考委員会開設申請書（様式第7）により、当該コースを所管する学系長を経て、評議会の承認を得なければならない。

（組織）

第29条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 当該学系長

(2) 当該専攻の代表

(3) 当該コースに所属する教授 2名

(4) 被選考者が所属する講座（被選考者がセンターに所属する場合にあっては、当該センター）に所属する教授 2名

2 前項第3号の規定にかかわらず、当該コースに所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該コースの准教授又は当該専攻内の他コースの教授（養護教育コースの場合にあっては、保健体育専攻に所属する教授）をもって委員とすることができる。

3 第1項第4号の規定にかかわらず、当該講座（被選考者がセンターに所属する場合にあっては、当該センター）に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該講座の准教授又は当該専攻内の他講座の教授（養護教育講座の場合にあっては、健康・スポーツ科学講座に所属する教授、センターの場合にあっては、当該センターの運営委員会委員）をもって委員とすることができる。

（委員長）

第30条 選考委員会に委員長を置き、学系長をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、第31条第2項に規定する投票に加わることができない。

(開催)

第37条 〔省略〕

(定足数)

第38条 〔省略〕

### 第3節 非常勤講師候補者の選考

(非常勤講師候補者の選考)

第39条 大学院教育学研究科担当の非常勤講師候補者（この節において特任教員を除く。）の選考は、第31条（同条第3項及び第4項を除く。）から前条までの規定を準用する。この場合において、第31条中「教員候補者選考調書（様式第4）」とあるのは「非常勤講師候補者選考調書（様式第8）」と読み替えるものとする。

- 2 非常勤講師候補者は、授業担当者としての選考に限るものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、選考委員会の選考を省略するものとする。

(1) 資格認定（第1項の規定により準用する第31条第2項による選考をいう。）を経ている者

(2) 本学の大学院担当教員であった者

(選考結果報告)

第40条 選考委員会委員長は、前条により非常勤講師候補者を選考（前条第3項により選考を省略した候補者を含む。）したときは、大学院教育学研究科担当非常勤講師候補者選考結果報告書（様式第12）により、選考結果を学長、教員人事委員会及び教授会に報告しなければならない。この場合において、教授会における選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

(削除)

(削除)

2 総合教育開発専攻の非常勤講師候補者の選考結果報告は、総合教育開発専攻の当該コース代表が所属する学系で行うものとする。

第41条 学長は、非常勤講師候補者の採用等を決定したときは、教員選考結果報告書（様式第6）により、評議会に報告するものとする。

### 第7章 補則

(規程の改廃)

第42条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第43条 この規程に定めるもののほか、教員及び大学院担当者の選考に関し必要

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、第25条第2項に規定する投票に加わることができない。

(開催)

第31条 選考委員会を開催するときは、当該学系長は、開催日の1週間前までに日時、場所及び委員名を公示しなければならない。

(定足数)

第32条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

### 第3節 非常勤講師の選考

(非常勤講師の選考)

第33条 大学院教育学研究科担当の非常勤講師（この節において特任教員を除く。）の選考は、第25条から前条までの規定を準用する。この場合において、第25条中「教員候補者選考調書（様式第1）」とあるのは「非常勤講師選考調書（様式第4）」と読み替えるものとする。

- 2 非常勤講師は、授業担当者としての選考に限るものとする。

(採用手続)

第34条 資格認定（第25条第2項による選考をいう。次項において同じ。）を経していない者を採用するときは、第25条第3項の選考結果の報告に合わせ、大学院教育学研究科担当非常勤講師の採用報告書（様式第8）により、教授会及び評議会に報告するものとする。

2 資格認定を経ている者を採用するときは、大学院教育学研究科担当非常勤講師の採用報告書（様式第8）により、教授会及び評議会に報告するものとする。

3 本学の大学院担当教員であった者を非常勤講師として採用するときは、前項の規定を準用する。

4 総合教育開発専攻の非常勤講師の採用手続は、総合教育開発専攻の当該コース代表が所属する学系で行うものとする。

### 第7章 補則

(規程の改廃)

第35条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第36条 この規程に定めるもののほか、教員及び大学院担当者の選考に関し必要

な事項は、評議会の議を経て学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、改正前の規程により教育研究評議会の開設承認を得ている  
教員候補者選考委員会は、この規程により教員人事委員会の開設承認を得たもの  
とみなす。

な事項は、評議会の議を経て学長が別に定める。

改正

現行

様式第1

第 号  
平成 年 月 日

教員人事委員会委員長 殿

〇〇〇学系長 印

教員採用計画について

別紙のとおり、教員採用計画を定めましたので、ご承認願います。

別紙

注：別紙の様式は任意とするが、次の事項等を記載すること。

- ・配置する講座、分野、教室、授業担当、ポストの経緯
- ・採用予定年月日
- ・選考委員会開設時期
- ・採用に当たって留意すべき事項

(例)

現職経験を有すること  
英語で授業を担当できること  
特定分野の授業担当ができること 等

改 正	現 行
<p>様式第2</p> <p style="text-align: right;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">東京学芸大学教育学部 〇〇〇〇学系長 〇〇〇〇 (公印省略)</p> <p style="text-align: center;">教員の公募について</p> <p>1. 職名及び人数 <u>准教授または講師 1名</u></p> <p>2. 所属組織 研究組織： 〇〇〇〇学系 〇〇〇〇講座 〇〇〇〇分野 教育組織： 〇〇〇〇教室 (注：教室に所属しない各センターの教員を公募する場合は「所属組織 〇〇センター」とする。)</p> <p>3. 専門領域 <u>〇〇〇〇学</u></p> <p>4. 職務内容 (1) 学部生並びに大学院生の教育・研究指導 主な担当科目：<u>〇〇概論, 〇〇論, 〇〇学演習, 〇〇学実習, 〇〇実践論演習</u> (2) <u>〇〇〇〇学</u>に関する研究 (3) 教員養成及び大学運営に関する業務</p> <p>5. 応募資格 (1) <u>〇〇</u>の学位又はそれと同等の研究業績を有すること。 (2) 授業及び職務遂行に支障のない日本語能力を有すること。 (3) 本学が教員養成系大学であることを理解し、関連業務に積極的に従事できること。 <u>(4) 小学校, 中学校〇〇科及び高等学校〇〇科教員免許を有することが望ましい。</u> <u>(5) 小学校・中学校等の学校現場において指導経験を有することが望ましい。</u> <u>(6) 年齢〇〇歳以下の者 (採用予定日現在)</u> 年齢制限の設定は長期勤続によるキャリア形成を図るためである。(雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号イ)</p> <p>6. 採用予定日 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>7. 提出書類 (1) 履歴書1通 (<u>写真貼付, 連絡先の電話番号及びe-mail アドレスを必ず明記</u>) (2) 研究業績一覧 (<u>①著書, ②論文, ③その他に分けて記入。査読の有無を明記</u>) (3) 主な研究業績 <u>5点 (コピー可)</u></p>	

- (4) 教育業績一覧
- (5) 社会貢献・学会活動実績一覧
- (6) 研究活動の概要と今後の研究及び教育に対する抱負（2000字程度）
- (7) 担当科目のシラバス案

8. 提出期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）必着

9. 選考方法

- (1) 東京学芸大学教員選考規程に基づいて行う。
- (2) 本学の教員の選考においては、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の精神を尊重し、業績等の評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用する。
- (3) 本学は国籍、障がい等による差別を排除し、公平な選考を行う。
- (4) 必要に応じて面接（模擬授業等を含む）を行う。
- (5) 選考結果については、選考が終了次第本人宛に通知する。
- (6) 提出書類は原則として返却しない。
- (7) 応募に関わる費用（面接等の旅費を含む）は応募者の負担とする。

10. 書類送付先

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1

東京学芸大学〇〇〇〇学系長 〇〇〇〇

封筒の表に「〇〇〇〇講座教員応募書類」と朱書きする。

11. 問い合わせ先

東京学芸大学〇〇〇〇学系 〇〇〇〇分野主任 〇〇〇〇

メールアドレス：〇〇〇〇@u-gakugei.ac.jp

件名には必ず「教員公募について」と記入すること。

12. その他

提出いただいた個人情報は当公募の選考にのみ利用します。

※ 下線部は、例示である。

二重下線を付した項目は必須項目ではなく削除可能である。

また、上記の項目以外に必要なに応じて項目を追加してよい。

※ 「5. 応募資格」の「(5) 学校現場における指導経験」と「(6) 年齢制限」を同時に記載することはできない。

※ 年齢構成上、真にやむを得ない場合に限り、年齢制限を付すことができる。

ただし45歳以上の年齢制限はできない。また職業経験については不問とすること。

改正

現行

様式第3の1

全応募者一覧

No.	氏名	性別	年齢	専門領域	学位	現職	在職した教育・研究機関名とその在職年数	主な業績(タイトル)	その他の業績			教員免許	備考
									論文数(うち審査論文数)	著書数(うち単著数)			

<選考経緯>

〇〇分野主任(又は〇〇センター長) 氏名印  
 〇〇教室主任 氏名印

注:空欄は作品数又は発表数等,追加記載が必要な場合に使用する。2つ以上の欄を設けてもよい。

様式第3の2

昇任候補者

氏名	性別	年齢	専門領域	学位	現職(現職勤務年数)	採用又は以前の昇任の際の選考以後の業績			備考
						論文数(うち審査論文数)	著書数(うち単著数)	業績のうち課程認定の申請書に記載できる教育論文数*	

<選考経緯>

注:空欄は作品数又は発表数等,追加記載が必要な場合に使用する。2つ以上の欄を設けてもよい。  
 \*欄は教授昇任の場合のみ記載する。

改正

現行

様式第4

開設番号

教員候補者選考調書

〇〇〇〇講座 (〇〇〇〇分野)

〇〇〇〇センター

平成 年 月 日  
〇〇〇学系教授会

選考委員会委員

委員長  
委員

選定表

区分	
選考基準該当条項	
賛成投票数	
選考委員会 開催年月日	
氏名	
公募の方法	ホームページ・学会誌等・関係機関への送付・その他 ( )

注) 第30条の規定により大学院担当者の選考を行った場合は、その該当条項を併せて選考基準該当条項欄に記入する。また、公募の方法欄は、採用の選考を行った場合に限り記入する。

様式第1

開設番号

教員候補者選考調書

〇〇〇〇講座 (〇〇〇〇分野)

〇〇〇〇センター

平成 年 月 日  
〇〇〇学系教授会

選考委員会委員

委員長  
委員

選定表

区分	
選考基準該当条項	
賛成投票数	
選考委員会 開催年月日	
氏名	
公募の方法	ホームページ・学会誌等・関係機関への送付・その他 ( )

注) 第24条の規定により大学院担当者の選考を行った場合は、その該当条項を併せて選考基準該当条項欄に記入する。また、公募の方法欄は、採用の選考を行った場合に限り記入する。

[省略]

ふりがな  
氏名

生年月日

現住所

(国籍)

I 略歴

- 1 学歴
- 2 学位・称号
- 3 免許・資格
- 4 職歴

II 研究業績

- 1 著書
- 2 論文
- 3 芸術及び体育業績
- 4 翻訳
- 5 研究報告書及び調査報告書
- 6 学会発表等
- 7 学術研究上の開発
- 8 学術研究及び専門性に関わる受賞
- 9 その他学術研究上の特記事項
- 10 前回記載の主な業績

III 教育業績

- 1 教育歴の内容
- 2 指導の状況
- 3 授業公開等の実績
- 4 作成した教科書や教材等
- 5 教育に関する執筆・発言等
- 6 教育に関する社会的貢献
- 7 教育に関する受賞等
- 8 教育に関する実務経験
- 9 その他の教育実績及び特記事項

IV 学界及び社会における活動

備考 外国人は、国籍を記載する。

改正

現行

様式第5

教員人事委員会委員長 殿

第 号  
平成 年 月 日

〇〇〇学系長 印

教員候補者選考結果報告書

下記のとおり、教員候補者を選考しましたので報告します。

記

開設番号	
講座(分野)名・センター名	
氏名(年齢)	
区分	
選考基準該当条項	
選考委員会	開催年月日 賛成投票数 /
教授会	開催年月日 賛成投票数 /
採用予定年月日	
選考の経緯	応募者数
	男(うち外国人) 女(うち外国人) 計(うち外国人)
	( ) ( ) ( )
選考の経緯	

注：選考調書及び公募要領を添付すること。  
年齢は、採用予定年月日現在のものを記載する。



改正

様式第7

東京学芸大学長 殿

第 平成 年 月 日 号

〇〇〇学系長 印

教員候補者選考委員会開設申請書

下記のとおり教員候補者選考委員会の開設を申請します。

記

1 選考委員会名	_____講座・センター 教員候補者選考委員会					
2 選考職名				採用	昇任	
3 専門領域						
4 研究組織	_____講座・センター _____分野					
	現員	教授	准教授	講師	助教	計
	講座・センター 分野					
5 教育組織	_____教室					
		教室担当教員数	現員			
	教室 構成分野					
6 申請事由						
7 委員構成	(1) 〇〇〇〇学系長 (2) △△△△分野主任 (3) 〇〇〇〇講座 (4) △△△△分野 (5) □□□□講座, ××××講座, ××××講座, ××××講座					
8 開設番号						

〇〇〇分野主任 (又は〇〇〇センター長) 氏名 印  
〇〇〇教室主任 氏名 印

現行

様式第3

教員候補者選考委員会開設申請書

	起案 平成 年 月 日	決裁 平成 年 月 日	起案者印		
申請年月日 平成 年 月 日					
申請番号 第 号					
東京学芸大学長 殿 〇〇〇学系長 印					
下記のとおり申請いたします。					
選考委員会名					
選考職名				採用	昇任
選考員数					
区分 \ 職名	教授	准教授	講師	助教	計
配置可能数					
現員					
開設番号					
申請事由					
第13条第1項第2号及び第5号の委員構成	第2号委員 〇〇〇〇分野主任 (〇〇〇講座主任)		第5号委員 〇〇〇〇講座 (〇〇〇分野) 〇〇〇〇講座 〇〇〇〇講座 〇〇〇〇センター		

改正

現行

様式第8

非常勤講師候補者選考調書

教室名 ・ センター 名 ・ コース又は ブコース名	氏名  生年月日 (年齢)	最終学歴 卒業・修了年 月 学位・称号取 得年月	主な研究 ・ 教育実績	主な職歴 ・ 資格等 (○印現職)	担当科目	春学期		秋学期		雇用 期間	備考
						週時 数	曜日 時限	週時 数	曜日時 限		

様式第9

東京学芸大学長 殿

第 平成 年 月 号 日

〇〇〇学系長 印

非常勤講師候補者選考結果報告書

下記のとおり、教員候補者を選考しましたので報告します。

記

教室名 ・ センター 名	氏名  生年月日 (年齢)	最終学歴 卒業・修了年 月 学位・称号取 得年月	主な研究 ・ 教育実績	主な職歴 ・ 資格等 (○印現職)	担当科目	春学期		秋学期		雇用 期間	備考
						週時 数	曜日 時限	週時 数	曜日時 限		

備考1 第25条第3項に該当する者については、最終学歴、卒業・修了年月、学位・称号取得年月、主な研究・教育業績及び主な職歴・資格等欄の記載は省略する。ただし、現職者については、主な職歴・資格等の欄に現職名を記載する。  
2 備考欄には、前回の雇用年度を記載する。

様式第4

非常勤講師選考調書

教室名 ・ センター 名 ・ コース又は ブコース名	氏名  生年月日 (年齢)	最終学歴 卒業・修了年 月 学位・称号取 得年月	主な研究 ・ 教育実績	主な職歴 ・ 資格等 (○印現職)	担当科目	春学期		秋学期		雇用 期間	備考
						週時 数	曜日 時限	週時 数	曜日時 限		

様式第5

非常勤講師選考結果報告書

教室名 ・ センター 名	氏名  生年月日 (年齢)	最終学歴 卒業・修了年 月 学位・称号取 得年月	主な研究 ・ 教育実績	主な職歴 ・ 資格等 (○印現職)	担当科目	春学期		秋学期		雇用 期間	備考
						週時 数	曜日 時限	週時 数	曜日時 限		

備考1 第19条第3項に該当する者については、最終学歴、卒業・修了年月、学位・称号取得年月、主な研究・教育業績及び主な職歴・資格等欄の記載は省略する。ただし、現職者については、主な職歴・資格等の欄に現職名を記載する。  
2 備考欄には、前回の雇用年度を記載する。

改正

現行

様式第10

東京学芸大学長 殿

第 号  
平成 年 月 日

〇〇〇学系長 印

大学院教育学研究科担当者候補者選考結果報告書

下記のとおり，候補者を選考しましたので報告します。

記

開設 番号	コース又は #7*コース名	選考区分	選考基準 該当情報	賛成 投票数	選考委員会 開設年月日	氏 名

様式第6

大学院教育学研究科担当者選考結果報告書

開設 番号	コース又は #7*コース名	選考区分	選考基準 該当情報	賛成 投票数	選考委員会 開設年月日	氏 名

改正

様式第11

東京学芸大学長 殿

第 平成 年 月 日 号

〇〇〇専攻代表 印  
〇〇〇学系長 印

大学院教育学研究科担当者候補者選考委員会開設申請書

下記のとおり大学院教育学研究科担当者候補者選考委員会の開設を申請します。

記

1 選考委員会名	コース・サブコース 大学院教育学研究科担当者選考委員会
2 候補者氏名	
3 選考区分	
4 申請理由	
5 開設番号	

様式第12

東京学芸大学長 殿

第 平成 年 月 日 号

〇〇〇学系長 印

大学院教育学研究科担当非常勤講師候補者選考結果報告書

下記のとおり、教員候補者を選考しましたので報告します。

記

コース又はサブコース名	氏名 生年月日（年齢）	主な職歴等 （〇印現職）	担当 科目	曜日・時限 （雇用期間）	資格認定 年月日	備考

備考 第39条第3項に該当する者にあつては、備考欄に前回の雇用年度を記載する。

現行

様式第7

大学院教育学研究科担当者選考委員会開設申請書  
開設番号 院審

起案 年 月 日	決裁 年 月 日	起案者
申請年月日 年 月 日	申請番号 第 号	
大学院教育学研究科長 殿		〇〇〇〇専攻代表 学系長 印
下記のとおり申請します。		
コース又はサブコース名	候補者氏名	選考区分
(申請理由)		

様式第8

大学院教育学研究科担当非常勤講師の採用報告書

コース又はサブコース名	氏名 生年月日（年齢）	主な職歴等 （〇印現職）	担当 科目	曜日・時限 （雇用期間）	資格認定 年月日	備考

備考 第34条第2項に該当する者にあつては、備考欄に前回の雇用年度を記載する。

特命教授等の選考に関する特例規程の一部改正について

改正理由：学長のリーダーシップ確立のための教員人事制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第2条 前条に定める者を雇用する場合は、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）にかかわらず、<u>教員人事委員会</u>の議を経て、学長が雇用できるものとする。</p> <p>2 前項により雇用されたことのある者を、選考された職と同一の職及び任務等で雇用するときは、<u>教員人事委員会</u>の審議を省略し、学長が雇用できるものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、本学における特別な任務若しくは教育研究（以下「任務等」という。）に資するため、小学校、中学校、高等学校等の教育・行政に造詣が深く、又は優れた識見を有する者を雇用する場合の選考について定めるものとする。</p> <p>(選考)</p> <p>第2条 前条に定める者を雇用する場合は、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）にかかわらず、<u>役員会</u>の議を経て、学長が雇用できるものとする。</p> <p>2 前項により雇用されたことのある者を、選考された職と同一の職及び任務等で雇用するときは、<u>役員会</u>の審議を省略し、学長が雇用できるものとする。</p> <p>(選考結果報告)</p> <p>第3条 前条に基づき雇用した場合は、教育研究評議会に報告するものとする。</p> <p>(称号)</p> <p>第4条 第2条により雇用された者は、東京学芸大学特命教授等に関する規程（平成16年規程第48号）により、特命教授等を称することができるものとする。</p> <p>(改廃)</p> <p>第5条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。</p>

国立大学法人東京学芸大学職員表彰規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成27年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成27年規則第12号

国立大学法人東京学芸大学職員表彰規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学職員表彰規則（平成16年規則第10号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則（平成16年規則第27号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第28号）

国立大学法人東京学芸大学職員表彰規則の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(善行表彰)</p> <p>第4条 第2条第1号及び第2号に掲げる表彰は、当該職員の所属する部局の長の<u>推薦により</u>学長が選考の上、その都度行う。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(善行表彰)</p> <p>第4条 第2条第1号及び第2号に掲げる表彰は、当該職員の所属する部局の長の<u>推薦に基づき</u>学長が選考の上、その都度行う。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学非常勤講師就業規則の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（表彰）</p> <p>第20条 職員の模範として推奨すべき行為があった場合には、これを表彰する。</p> <p>2 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。</p> <p>3 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈ることができる。</p> <p>4 表彰は、当該職員の所属する部局の長の<u>推薦により</u>学長が選考の上、その都度行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（表彰）</p> <p>第20条 職員の模範として推奨すべき行為があった場合には、これを表彰する。</p> <p>2 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。</p> <p>3 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈ることができる。</p> <p>4 表彰は、当該職員の所属する部局の長の<u>推薦に基づき</u>学長が選考の上、その都度行う。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学非常勤職員就業規則の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（表彰）</p> <p>第25条 職員の模範として推奨すべき行為があった場合には、これを表彰する。</p> <p>2 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。</p> <p>3 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈ることができる。</p> <p>4 表彰は、当該職員の所属する部局の長の<u>推薦により</u>学長が選考の上、その都度行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（表彰）</p> <p>第25条 職員の模範として推奨すべき行為があった場合には、これを表彰する。</p> <p>2 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。</p> <p>3 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈ることができる。</p> <p>4 表彰は、当該職員の所属する部局の長の<u>推薦に基づき</u>学長が選考の上、その都度行う。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学カリキュラム実施細則等の一部を改正する実施細則を次のように制定する。

平成27年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

平成27年細則第3号

東京学芸大学カリキュラム実施細則等の一部を改正する実施細則

次に掲げる細則の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学カリキュラム実施細則（平成12年4月1日制定）
- (2) 東京学芸大学大学院教育学研究科(修士課程)カリキュラム実施細則（平成20年3月26日制定）

東京学芸大学カリキュラム実施細則の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(授業開設数)</p> <p>第24条 授業開設数については、別に定め、運営するものとする。</p> <p>2 前項に規定する授業開設数の変更を必要とする授業科目については、教務委員会が<u>審議する。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(授業開設数)</p> <p>第24条 授業開設数については、別に定め、運営するものとする。</p> <p>2 前項に規定する授業開設数の変更を必要とする授業科目については、教務委員会が<u>決定する。</u></p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院教育学研究科(修士課程)カリキュラム実施細則の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(授業開設方法)</p> <p>第21条 授業科目は、定められた授業時限の枠に開設する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学院教育学研究科運営委員会が承認した授業科目については、授業開設の方法を変更して実施することができる。</p> <p>3 前項に規定する授業開設方法の変更を実施するに際し必要な事項は、大学院教育学研究科運営委員会が<u>審議する。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(授業開設方法)</p> <p>第21条 授業科目は、定められた授業時限の枠に開設する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、大学院教育学研究科運営委員会が承認した授業科目については、授業開設の方法を変更して実施することができる。</p> <p>3 前項に規定する授業開設方法の変更を実施するに際し必要な事項は、大学院教育学研究科運営委員会が<u>決定する。</u></p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学国際戦略アドバイザー設置要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成27年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

国立大学法人東京学芸大学国際戦略アドバイザー設置要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学国際戦略アドバイザー設置要項（平成19年3月22日制定）
- (2) 学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項（平成20年7月10日制定）
- (3) 東京学芸大学大学院教育学研究科ティーチング・アシスタント制度実施要項（平成13年4月1日制定）
- (4) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科ティーチング・アシスタント制度実施要項（平成13年1月16日制定）
- (5) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科リサーチ・アシスタント制度実施要項（平成13年1月16日制定）
- (6) 東京学芸大学職員海外研修（短期）実施要項（平成25年5月15日制定）
- (7) 東京学芸大学国際交流担当職員海外研修（長期）実施要項（平成25年5月15日制定）
- (8) 国立大学法人東京学芸大学在外教育教員（学内教員）取扱要項（平成16年4月1日制定）
- (9) 東京学芸大学特任教員選考要項（平成18年12月7日制定）
- (10) 東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成22年1月28日制定）

国立大学法人東京学芸大学国際戦略アドバイザー設置要項の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(選考)</p> <p>第3条 国際戦略アドバイザーの選考は、本学の客員教授の称号を付与された者の中から、役員会の<u>議を経て</u>学長が行う。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(選考)</p> <p>第3条 国際戦略アドバイザーの選考は、本学の客員教授の称号を付与された者の中から、役員会の<u>議に基づき</u>、学長が行う。</p> <p>[省略]</p>

学長のリーダーシップによる戦略的配置教員の選考要項の一部改正について

改正理由：学長のリーダーシップ確立のための教員人事制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）において、学長のリーダーシップにより戦略的に配置する教員（以下「戦略的配置教員」という。）の採用及び移籍（現職名を変更することなく、学系、講座、分野又はセンターを異にして異動することをいう。）に係る選考（以下、「選考」という。）並びに東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）により再任を可とした戦略的配置教員の再任（以下、「再任」という。）の手続きについては、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）<u>第43条</u>の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</p> <p>(選考)</p> <p>第2条 戦略的配置教員の選考は、教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから、学長が行う。</p> <p>(開設承認等)</p> <p>第3条 学長が戦略的配置教員に係る選考委員会を開設するときは、教員候補者選考委員会開設申請書（様式第1）により、<u>教員人事委員会</u>の承認を得なければならない。</p> <p>2～3 [省略]</p> <p>(選考手続)</p> <p>第4条 候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。</p> <p>2 選考委員会委員長は、前項により候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第2）により、<u>学長に報告するものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(選考の基準)</p> <p>第5条 戦略的配置教員の選考は、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）<u>又は東京学芸大学教職大学院実務家教員選考基準（平成24年2月9日制定）</u>に基づき行わなければならない。</p> <p>(再審査)</p> <p>第6条 <u>学長</u>は、必要と認めるときは、選考委員会に再審査を行わせることができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）において、学長のリーダーシップにより戦略的に配置する教員（以下「戦略的配置教員」という。）の採用及び移籍（現職名を変更することなく、学系、講座、分野又はセンターを異にして異動することをいう。）に係る選考（以下、「選考」という。）並びに東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）により再任を可とした戦略的配置教員の再任（以下、「再任」という。）の手続きについては、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）<u>第36条</u>の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</p> <p>(選考)</p> <p>第2条 戦略的配置教員の選考は、教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が教員候補者（以下「候補者」という。）として選考した者のうちから、<u>教育研究評議会（以下「評議会」という。）の議に基づき学長が行う。</u></p> <p>(開設承認等)</p> <p>第3条 学長が戦略的配置教員に係る選考委員会を開設するときは、教員候補者選考委員会開設申請書（様式第1）により、<u>評議会</u>の承認を得なければならない。</p> <p>2 開設の承認後1年を経過した時点において、候補者を選考できないときは、当該開設の承認は無効とする。</p> <p>3 開設を承認された選考職名と異なる職名で候補者を選考するときは、改めて開設申請を行うものとする。この場合において、前項の適用については、当初の承認日を起算日とする。</p> <p>(選考手続)</p> <p>第4条 候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。</p> <p>2 選考委員会委員長は、前項により候補者を選考したときは、教員候補者選考調書（様式第2）により、<u>その選考に至った経緯を速やかに評議会に報告し、選考に付きなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。</u></p> <p>3 <u>戦略的配置教員の選考は、評議会において単記無記名投票による出席評議会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。</u></p> <p>(選考の基準)</p> <p>第5条 戦略的配置教員の選考は、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に基づき行わなければならない。</p> <p>(再審査)</p> <p>第6条 <u>評議会</u>は、必要と認めるときは、選考委員会に再審査を行わせることができる。</p>

<p>(選考の制限) 第7条 〔省略〕</p> <p>(選考結果報告) <u>第7条の2 学長は、候補者の採用等を決定したときは、教員選考結果報告書(様式第3)により、教育研究評議会に報告するものとする。</u></p> <p>(選考委員会の組織) 第8条 〔省略〕</p> <p>(選考委員会の委員長) 第9条 〔省略〕</p> <p>(選考委員会の開催) 第10条 〔省略〕</p> <p>(選考委員会の定足数) 第11条 〔省略〕</p> <p>(選考委員会委員以外の者の出席) 第12条 〔省略〕</p> <p>(再任の手続き) 第13条 戦略的配置教員の再任については、当該プロジェクトの推進委員会等の上申を受け、<u>教員人事委員会の議を経て</u>学長が決定する。</p> <p>(戦略的配置教員の所属) 第14条 〔省略〕</p> <p>(公募) 第15条 〔省略〕</p> <p>(その他) 第16条 〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> 1 この要項は、平成27年4月1日から施行する。 2 この要項施行の際、改正前の要項により教育研究評議会の開設承認を得ている</p>	<p>(選考の制限) 第7条 第4条第3項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名以上の候補者となることができない。</p> <p>(選考委員会の組織) 第8条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。 (1) 副学長 (2) 学系長 (3) 学系選出の評議会評議員 2名 (選考委員会の委員長) 第9条 選考委員会に委員長を置き、総務を所掌する副学長をもって充てる。 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。 (選考委員会の開催) 第10条 選考委員会を開催するときは、委員長は、日時、場所及び委員名を評議会に報告するものとし、これにより難しい場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。 (選考委員会の定足数) 第11条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。 (選考委員会委員以外の者の出席) 第12条 選考委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (再任の手続き) 第13条 戦略的配置教員の再任については、当該プロジェクトの推進委員会の承認を経て、<u>評議会の議に基づき</u>学長が決定する。 (戦略的配置教員の所属) 第14条 第2条の規定により採用、移籍及び再任された戦略的配置教員は、本学の講座又は施設・センターのいずれかに所属するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める戦略的配置教員については、本学の講座又は施設・センターに所属しないものとする。 (公募) 第15条 戦略的配置教員の採用に当たっては、公募によらないことができるものとする。 (その他) 第16条 戦略的配置教員の選考に関し、この要項に定めのない事項については、教員選考規程によるものとする。</p>
---	--

教員候補者選考委員会は、この規程により教員人事委員会の開設承認を得たものとみなす。

改 正

現 行

様式第 1

教員人事委員会委員長 殿

平成 年 月 日

東京学芸大学長  
〇〇〇〇 印

教員候補者選考委員会開設申請書（戦略的配置教員）

下記のとおり教員候補者選考委員会（戦略的配置教員）の開設を申請します。

記

1 申請番号	
2 講座名等	
3 選考職名	
4 選考員数	
5 選考区分	
6 申請事由	

様式第 1

教員候補者選考委員会開設申請書  
（戦略的配置教員）

平成 年 月 日

教育研究評議会議長 殿

東京学芸大学長  
〇 〇 〇 〇 印

下記のとおり申請します。

申請番号	講座名等	選考職名	選考員数	選考区分	備考（申請事由）

改 正

現 行

様式第2

[省略]

様式第2

教員候補者選考調書  
(戦略的配置教員)

平成 年 月 日

教育研究評議会

選考委員会委員

委員長  
委員

選定表

区分	
選考基準該当条項	
賛成投票数	
選考委員会 開催年月日	
氏名	

選 考 調 書

ふりがな  
氏 名

生年月日

現 住 所

(国籍)

I 略 歴

- 1 学 歴
- 2 学 位・称 号
- 3 免 許・資 格
- 4 職 歴

II 研究業績

- 1 著 書
- 2 論文
- 3 芸術及び体育業績
- 4 翻訳
- 5 研究報告書及び調査報告書
- 6 学会発表等
- 7 学術研究上の開発
- 8 学術研究及び専門性に関わる受賞
- 9 その他学術研究上の特記事項
- 10 前回記載の主な業績

III 教育業績

- 1 教育歴の内容
- 2 指導の状況
- 3 授業公開等の実績
- 4 作成した教科書や教材等
- 5 教育に関する執筆・発言等
- 6 教育に関する社会的貢献
- 7 教育に関する受賞等
- 8 教育に関する実務経験
- 9 その他の教育実績及び特記事項

IV 学界及び社会における活動

備考 外国人は、国籍を記載する。

改 正

現 行

様式第3

教員選考結果報告書

選考区分	所属	職名	氏名（年齢）	採用予定年月日	備考

「選考区分」欄には、採用、昇任、移籍、兼任及び復帰の別を記載する。  
「年齢」は、採用予定年月日における年齢を記載する。

東京学芸大学大学院教育学研究科ティーチング・アシスタント制度実施要項の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(選考手続)</p> <p>第6 TAの選考は、主指導教員の<u>推薦により</u>、学長が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(選考手続)</p> <p>第6 TAの選考は、主指導教員の<u>推薦に基づき</u>、学長が行う。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科ティーチング・アシスタント制度実施要項の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(選考手続)</p> <p>第6 TAの選考は、主指導教員の<u>推薦により</u>、学長が行う。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(選考手続)</p> <p>第6 TAの選考は、主指導教員の<u>推薦に基づき</u>、学長が行う。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究所リサーチ・アシスタント制度実施要項の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(選考手続)</p> <p>第6 RAの選考は、主指導教員の<u>推薦により</u>、学長が行う。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(選考手続)</p> <p>第6 RAの選考は、主指導教員の<u>推薦に基づき</u>、学長が行う。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学職員海外研修（短期）実施要項の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(選考)</p> <p>第7条 研修者は、所属する部の長の<u>推薦により</u>、学長が決定する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(選考)</p> <p>第7条 研修者は、所属する部の長の<u>推薦に基づき</u>、学長が決定する。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学国際交流担当職員海外研修（長期）実施要項の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(選考)</p> <p>第7条 研修者は、所属する部の長の<u>推薦により</u>、学長が決定する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(選考)</p> <p>第7条 研修者は、所属する部の長の<u>推薦に基づき</u>、学長が決定する。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学在外教育教員（学内教員）取扱要項の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（候補者の選考）</p> <p>第3条 在外教育教員の候補者として本学から推薦できる者は，在外教育教員としての委嘱期間終了後も引き続き本学において勤務できる教諭とする。</p> <p>2 在外教育教員の候補者の選考は，当該学校長の<u>推薦により</u>附属学校運営部が行うものとする。</p> <p>3 前項の選考は，当該教員の在外教育施設における研修計画，当該教員が在外教育教員である間の校務上の措置，当該教員の復帰時の人事計画等を審査するものとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は，平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（候補者の選考）</p> <p>第3条 在外教育教員の候補者として本学から推薦できる者は，在外教育教員としての委嘱期間終了後も引き続き本学において勤務できる教諭とする。</p> <p>2 在外教育教員の候補者の選考は，当該学校長の<u>推薦に基づき</u>，附属学校運営部が行うものとする。</p> <p>3 前項の選考は，当該教員の在外教育施設における研修計画，当該教員が在外教育教員である間の校務上の措置，当該教員の復帰時の人事計画等を審査するものとする。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学特任教員選考要項の一部改正について

改正理由：学長のリーダーシップ確立のための教員人事制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）における特任教員の選考手続及び選考基準については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）<u>第29条</u>の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 〔省略〕</p> <p>(選考)</p> <p>第3条 各教室において、特任教員の配置を必要とするときは、特任教員の配置申請について（様式第1）により、当該教室が所属する群を所管する学系長を通じて、学長に配置申請を行い、<u>教員人事委員会</u>の承認を得なければならない。</p> <p>2 <u>特任教員の選考は、教授会の選考した候補者のうちから、学長が行う。</u></p> <p>(選考手続等)</p> <p>第4条 前条に規定する特任教員候補者の選考は、特任教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が<u>候補者</u>として選考した者のうちから、当該学系の教授会（以下「教授会」という。）が行う。</p> <p>2 <u>選考委員会における候補者の選考は、</u>単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。</p> <p>3 <u>前項の選考に当たり、選考委員会委員長は、全候補者一覧（様式第2）を作成のうえ、選考を行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>選考委員会委員長は、前項により候補者を選考したときは、特任教員候補者選考調書（様式第3）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。</u></p> <p>5 <u>教授会における特任教員候補者の選考は、教授会において単記無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。</u></p> <p>6 <u>第1項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに特任教員として選考されたことがある者については、在職時と同じ職名相当で選考する場合のみ、選考</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）における特任教員の選考手続及び選考基準については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。）<u>第23条</u>の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要項において「特任教員」とは、国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則（平成18年規則第22号。以下「特任教員就業規則」という。）第2条に規定するものをいう。</p> <p>2 この要項において「学系」、「群」及び「教室」とは、東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）に規定するものをいう。</p> <p>(選考)</p> <p>第3条 各教室において、特任教員の配置を必要とするときは、特任教員の配置申請について（様式第1）により、当該教室が所属する群を所管する学系長を通じて、学長に配置申請を行い、<u>教育研究評議会（以下「評議会」という。）</u>の承認を得なければならない。</p> <p>2 <u>前項による配置の承認を得たときは、各学系において、特任教員の選考を行う。</u></p> <p>(選考手続等)</p> <p>第4条 前条に規定する特任教員の選考は、特任教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が<u>特任教員候補者（以下「候補者」という。）</u>として選考した者のうちから、当該学系の教授会（以下「教授会」という。）が行う。</p> <p>2 <u>候補者の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。</u></p> <p>3 <u>選考委員会委員長は、前項により候補者を選考したときは、特任教員候補者選考調書（様式第2）により、その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し、選考に付さなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。</u></p> <p>4 <u>特任教員の選考は、教授会において単記無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。</u></p>

を省略するものとする。

7 学系長は、特任教員候補者を選考（前項により選考を省略した候補者を含む。）したときは、特任教員候補者選考調書（様式第3）（前項の規定により選考を省略した場合は除く。）及び特任教員候補者選考結果報告書（様式第4）により、選考結果を学長及び教員人事委員会に報告しなければならない。

8 教授会は、必要と認めるときは、選考委員会に再審査を行わせることができる。

9 第4項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名相当以上の候補者となることができない。

第5条～第6条 〔省略〕

（選考結果報告）

第7条 学長は、候補者の採用等を決定したときは、教員選考結果報告書（様式第5）により、教育研究評議会に報告するものとする。

第8条～第12条 〔省略〕

5 選考委員会委員長は、前項により特任教員を選考したときは、特任教員選考結果報告書（様式第3）により、選考結果を評議会に報告しなければならない。

6 教授会は、必要と認めるときは、選考委員会に再審査を行わせることができる。

7 第4項に規定する賛成票を得ることのできなかつた者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名相当以上の候補者となることができない。

（選考基準）

第5条 特任教員となることのできる者は、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に定める教授、准教授、講師又は助教の資格を有する者若しくはこれらに準ずると認められる者とする。

（称号の付与）

第6条 第3条及び第4条の規定により選考された者は、特任教員就業規則に基づき本学に雇用される間、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教を称することができる。

（選考の特例）

第7条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに特任教員として選考されたことがある者については、在職時と同じ職名相当で選考する場合のみ、選考を省略するものとする。

2 前項の規定により選考を省略された者を採用する場合は、当該学系長は、特任教員採用報告書（様式第4）により教授会に報告した後、評議会に報告するものとする。

（選考委員会の構成）

第8条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長
- (2) 当該教室の教室主任
- (3) 当該教室に所属する教授 1名
- (4) 当該教室を構成する分野が所属する学系及び施設・センターの教授 5名

2 前項の規定にかかわらず、当該教室に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該教室に所属する准教授若しくは講師をもって委員とすることができる。

（選考委員会の委員長）

第9条 選考委員会に委員長を置き、当該学系長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。

3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。

（選考委員会の開催）

第10条 選考委員会を開催するときは、当該学系長は、日時、場所及び委員名を教授会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

<p><u>附 則</u> この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(選考委員会の定足数) 第 1 1 条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。</p> <p>(教育実践創成専攻に配置する特任教員) 第 1 2 条 この要項の規定にかかわらず、教育実践創成専攻に配置する特任教員の選考については、東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項（平成 22 年 1 月 28 日制定）の定めるところによるものとする。</p>
--	---

改 正	現 行
<p>様式第 1</p> <p style="text-align: right;">第 平成 年 月 号 日</p> <p>東京学芸大学長 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇学系長 印</p> <p style="text-align: center;">特任教員の配置申請について</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり，特任教員の配置を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配置を必要とする教室</li> <li>2. 配置を必要とする理由</li> <li>3. 特任教員採用予定日</li> <li>4. 特任教員採用予定者 新規者 ・ 退職予定者 (氏 名) ・ 退職者 (氏 名)</li> <li>5. 職務内容 (担当業務等)</li> <li>6. その他</li> </ol> <p>注：4. 特任教員採用予定者欄は，該当以外のものを削除する。</p>	<p>様式第 1</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>東京学芸大学長 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇学系長 印</p> <p style="text-align: center;">特任教員の配置申請について</p> <p style="text-align: center;">下記のとおり，特任教員の配置を申請しますので，よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 配置を必要とする教室</li> <li>2. 配置を必要とする理由</li> <li>3. 特任教員採用予定日</li> <li>4. 特任教員採用予定者 (○で囲む。) 新規者 ・ 退職予定者 (氏 名) ・ 退職者 (氏 名)</li> <li>5. 職務内容 (担当業務等)</li> <li>6. その他</li> </ol>



改正

現行

様式第3

様式第2

[省略]

特任教員候補者選考調書  
(○○○○教室)

平成年月日  
○○○学系教授会

選考委員会委員  
委員長  
委員

選定表

区分	
選考基準該当条項	
賛成投票数	
選考委員会 開催年月日	
氏名	

選考調書

ふりがな

氏名

生年月日

現住所

(国籍)

I 略歴

1 学歴

2 学位・称号

3 免許・資格

4 職歴

II 研究業績

※比較的最近の研究業績のうちから、代表的なもの5点記載する。

III 教育業績

1 教育歴の内容

2 職務の状況

3 教育上の実績

4 教育方法の工夫・改善

5 作成した教科書や教材等

6 教育上の能力に関する評価

7 教育面での社会的貢献

8 実務経験に関する特記事項

9 その他教育上の特記事項

IV 学界及び社会における活動

備考 外国人は、国籍を記載する。

改正

現行

様式第4

様式第3

特任教員選考結果報告書

特任教員選考結果報告書

教室名	氏名 (年齢)	区分	選考基準該当 条項	選考委員会		教授会		採用予定年 月日
				開催 年月 日	賛成投 票数	開催 年月 日	賛成投 票数	

教室名	氏名 <u>生年月日</u> (年齢)	区分	選考基準該当 条項	選考委員会		教授会		採用予定年 月日
				開催 年月 日	賛成投 票数	開催 年月 日	賛成投 票数	

「年齢」は、採用予定年月日現在

様式第5

様式第4

教員選考結果報告書

特任教員採用報告書

選考区分	所属	職名	氏名(年 齢)	採用予定年月日	備考
採用					

教室名	氏名 <u>生年月日</u> (年齢)	現職	区分	職務内容(担当 業務等)	雇用期間	備考

「年齢」は、採用予定年月日における年齢を記載する。  
 「採用予定年月日」欄には、雇用期間を記載する。  
 「備考」欄には、第4条第6項により選考を省略する場合は、前回雇用年度を記載する。

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部改正について

改正理由：学長のリーダーシップ確立のための教員人事制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教職大学院運営規程(平成20年規程第26号。以下「運営規程」という。)第9条第5号に定める事項のうち、大学院教育学研究科教育実践創成専攻(以下「教職大学院」という。)を担当する教育実践創成講座に所属する教員(以下「専任教員」という。)の採用、昇任及び移籍(以下「採用等」という。)及び教職大学院を担当する特任教員(国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則(平成18年規則第22号。以下「特任教員就業規則」という。)第2条に規定するものをいう。)の採用並びに教職大学院を担当する非常勤講師(特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。)の採用に係る選考については、東京学芸大学教員選考規程(平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。)第29条及び第43条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</p> <p>(専任教員の選考)</p> <p>第2条 専任教員の選考は、教職大学院運営会議(以下「運営会議」という。)が専任教員候補者(以下「候補者」という。)として選考した者のうちから、<u>教員人事委員会の議を経て学長が行う。</u></p> <p>(候補者に係る開設承認等)</p> <p>第3条 候補者の選考を行う運営会議の開催(この条において「開設」という。)は、<u>教職大学院専任教員候補者選考運営会議開設申請書(様式第1)により、教員人事委員会の承認を得なければならない。</u></p> <p>2～3 [省略]</p> <p>(候補者の選考手続)</p> <p>第4条 <u>運営会議における候補者の選考は、単記無記名投票による委員(議長を除く。)の3分の2以上の賛成票をもって行う。</u>この場合において、運営規程第10条第3項に定める委員は、議決に加わることができない。</p> <p>2 運営会議議長は、前項により候補者を選考したときは、<u>教員候補者選考調書(様式第2)により、その選考に至った経緯を速やかに教員人事委員会に報告し、選考に付さなければならない。</u>この場合において、選考結果の報告は、議長の指名する委員が行うことができる。</p> <p>3 <u>教員人事委員会における候補者の選考は、単記無記名投票による出席委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。</u></p> <p>4 <u>前項の選考に当たり、議長は、全候補者一覧(様式第3)を作成のうえ、選考を行わなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教職大学院運営規程(平成20年規程第26号。以下「運営規程」という。)第9条第5号に定める事項のうち、大学院教育学研究科教育実践創成専攻(以下「教職大学院」という。)を担当する教育実践創成講座に所属する教員(以下「専任教員」という。)の採用、昇任及び移籍(以下「採用等」という。)及び教職大学院を担当する特任教員(国立大学法人東京学芸大学特任教員就業規則(平成18年規則第22号。以下「特任教員就業規則」という。)第2条に規定するものをいう。)の採用並びに教職大学院を担当する非常勤講師(特命教授、特命准教授、特命講師及び特命助教の称号を付与されるものを除く。以下「非常勤講師」という。)の採用に係る選考については、東京学芸大学教員選考規程(平成16年規程第15号。以下「教員選考規程」という。)第23条及び第36条の規定に基づき、この要項の定めるところによる。</p> <p>(専任教員の選考)</p> <p>第2条 専任教員の選考は、教職大学院運営会議(以下「運営会議」という。)が専任教員候補者(以下「候補者」という。)として選考した者のうちから、<u>教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議に基づき学長が行う。</u></p> <p>(候補者に係る開設承認等)</p> <p>第3条 候補者の選考を行う運営会議の開催(この条において「開設」という。)は、<u>教職大学院専任教員候補者選考運営会議開設申請書(様式第1)により、評議会の承認を得なければならない。</u></p> <p>2 開設の承認後1年を経過した時点において、候補者を選考できないときは、当該開設の承認は無効とする。</p> <p>3 開設を承認された選考職名と異なる職名で候補者を選考するときは、改めて開設申請を行うものとする。この場合において、前項の適用については、当初の承認日を起算日とする。</p> <p>(専任教員の選考手続)</p> <p>第4条 <u>候補者の選考は、運営会議において単記無記名投票による委員(議長を除く。)の3分の2以上の賛成票をもって行う。</u>この場合において、運営規程第10条第3項に定める委員は、議決に加わることができない。</p> <p>2 運営会議議長は、前項により候補者を選考したときは、<u>教員候補者選考調書(様式第2)により、その選考に至った経緯を速やかに評議会に報告し、選考に付さなければならない。</u>この場合において、選考結果の報告は、議長の指名する委員が行うことができる。</p> <p>3 <u>専任教員の選考は、評議会において単記無記名投票による出席評議会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。</u></p>

(選考結果報告)

第5条 学長は、候補者の採用等を決定したときは、教員選考結果報告書（様式第4）により、教育研究評議会に報告するものとする。

(選考の基準)

第6条 [省略]

(候補者の再審査)

第7条 教員人事委員会は、必要と認めるときは、運営会議に再審査を行わせることができる。

第8条 [省略]

(運営会議の開催)

第9条 運営会議を開催するときは、運営会議議長は、日時、場所及び委員名を教員人事委員会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

(運営会議の定足数)

第10条 [省略]

(運営会議委員以外の者の出席)

第11条 [省略]

(公募)

第12条 [省略]

(特任教員の選考)

第13条 特任教員の選考は、運営会議が特任教員候補者として選考した者のうちから、教員人事委員会の議を経て学長が行う。

2 第3条、第4条及び第6条から第12条までの規定は、特任教員の選考に準用する。この場合において、第3条中「教職大学院専任教員候補者選考運営会議開設申請書（様式第1）」とあるのは「教職大学院特任教員候補者選考運営会議開設申請書（様式第5）」と、第4条第2項中「教員候補者選考調書（様式第2）」とあるのは「特任教員候補者選考調書（様式第6）」と読み替えるものとする。

3 [省略]

4 前3項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに特任教員として選考されたことがある者については、在職時と同じ職名相当で選考する場合のみ、運営会議の選考を省略するものとする。

5 前項の規定により選考を省略する場合は、運営会議議長は、特任教員候補者

(選考の基準)

第5条 候補者の選考は、東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）に基づき行わなければならない。ただし、実務家教員（教職等において実務の経験を有する者）の選考基準については、別に定める。

(候補者の再審査)

第6条 評議会は、必要と認めるときは、運営会議に再審査を行わせることができる。

(候補者の選考の制限)

第7条 第4条第3項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名以上の候補者となることができない。

(運営会議の開催)

第8条 運営会議を開催するときは、運営会議議長は、日時、場所及び委員名を評議会に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。

(運営会議の定足数)

第9条 運営会議は、全委員（運営規程第10条第3項に定める委員を除く。）の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、審議の対象となる委員は、運営会議に出席することはできない。

(運営会議委員以外の者の出席)

第10条 運営会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公募)

第11条 専任教員の採用に当たっては、公募によらないことができる。

(特任教員の選考)

第11条の2 特任教員の選考は、運営会議が特任教員候補者として選考した者のうちから、評議会の議に基づき学長が行う。

2 第3条から第11条までの規定は、特任教員の選考に準用する。この場合において、第3条中「教職大学院専任教員候補者選考運営会議開設申請書（様式第1）」とあるのは「教職大学院特任教員候補者選考運営会議開設申請書（様式第6）」と、第4条第2項中「教員候補者選考調書（様式第2）」とあるのは「特任教員候補者選考調書（様式第7）」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により選考された者は、特任教員就業規則に基づき本学に雇用される間、特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教を称することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに特任教員として選考されたことがある者については、在職時と同じ職名相当で選考する場合のみ、選考を省略するものとする。

5 前項の規定により選考を省略された者を採用する場合は、運営会議議長は、特

(教職大学院) 選考結果報告書 (様式第7) により、学長及び教員人事委員会に報告するものとする。

(選考結果報告)

第14条 学長は、特任教員候補者の採用等を決定したときは、教員選考結果報告書 (様式第4) により、教育研究評議会に報告するものとする。

(非常勤講師の選考)

第15条 非常勤講師の選考は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考調書 (様式第8) により運営会議が非常勤講師候補者として選考した者のうちから、学長が行う。

2 非常勤講師は、授業担当者としての選考に限るものとする。

(非常勤講師に係る開設承認)

第16条 非常勤講師候補者の選考を行う運営会議の開催は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考運営会議開設申請書 (様式第9) により、教員人事委員会の承認を得なければならない。

(選考手続)

第17条 非常勤講師候補者の選考は、運営会議において単記無記名投票による委員 (議長を除く。) の3分の2以上の賛成票をもって行う。この場合において、運営規程第10条第3項に定める委員は、議決に加わることができない。

2 前項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに教職大学院担当非常勤講師として選考されたことがある者については、選考委員会の選考を省略するものとする。

3 運営会議議長は、前項により非常勤講師候補者を選考したとき (前項の規定により選考を省略した場合を含む。) は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考報告書 (様式第10) により、選考結果を学長及び教員人事委員会に報告しなければならない。

(非常勤講師の選考の制限)

第18条 [省略]

(準用)

第19条 第6条、第10条第1項及び第11条の規定は、非常勤講師の選考に準用する。

(選考結果報告)

第20条 学長は、非常勤講師候補者の採用等を決定したときは、教員選考結果報告書 (様式第4) により、教育研究評議会に報告するものとする。

(要項の改廃)

第21条 [省略]

(その他)

第22条 この要項に定めるもののほか、専任教員、特任教員及び非常勤講師の選考に関し必要な事項は、学長が定める。

任教員採用報告書 (様式第8) により、評議会に報告するものとする。

(非常勤講師の選考)

第12条 非常勤講師の選考は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考調書 (様式第3) により運営会議が行う。

2 非常勤講師は、授業担当者としての選考に限るものとする。

(非常勤講師に係る開設承認)

第13条 非常勤講師の選考を行う運営会議の開催は、教職大学院担当非常勤講師選考運営会議開設申請書 (様式第4) により、評議会の承認を得なければならない。

(選考手続)

第14条 非常勤講師の選考は、運営会議において単記無記名投票による委員 (議長を除く。) の3分の2以上の賛成票をもって行う。この場合において、運営規程第10条第3項に定める委員は、議決に加わることができない。

2 運営会議議長は、前項により非常勤講師を選考したときは、教職大学院担当非常勤講師採用報告書 (様式第5) により、選考結果を評議会に報告しなければならない。この場合において、選考結果の報告は、議長の指名する委員が行うことができる。

(非常勤講師の選考の制限)

第15条 前条第1項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後1年を経過するまでの間、非常勤講師となることができない。

(準用)

第16条 第5条、第9条第1項及び第10条の規定は、非常勤講師の選考に準用する。

(要項の改廃)

第17条 この要項の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(その他)

第18条 この要項に定めるもののほか、専任教員及び非常勤講師の選考に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

改正

様式第1

第 号  
平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

教職大学院長 ○ ○ ○ ○ 印

教職大学院専任教員候補者選考運営会議開設申請書

下記のとおり教員候補者選考運営会議の開設を申請します。

記

1 選考職名		採用	昇任			
2 専門領域						
3 研究組織	現員	教授	准教授	講師	助教	計
4 申請事由						
5 開設番号						

現行

様式第1

教職大学院専任教員候補者選考運営会議開設申請書

起案 平成 年 月 日	決裁 平成 年 月 日	起案者印
----------------	----------------	------

申請年月日 平成 年 月 日	申請番号 第 号
-------------------	-------------

東京学芸大学長 殿

教職大学院長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり申請いたします。

選考職名					
選考員数					
区分 / 職名	教授	准教授	講師	助教	計
現員					
開設番号					
申請事由					

改 正

様式第2

教員候補者選考調書

教職大学院

平成 年 月 日  
教員人事委員会

---

運営会議委員

議 長  
委 員

選定表

区分	
選考基準該当条項	
賛成投票数	
運営会議 開催年月日	
氏名	
公募の方法	ホームページ・学会誌等・関係機関への送付・その他（ ）

注) 公募の方法欄は、採用の選考を行った場合に限り記入する。

現 行

様式第2

教員候補者選考調書

教職大学院

平成 年 月 日  
教育研究評議会

選定表

区分	
選考基準該当条項	
賛成投票数	
運営会議 開催年月日	
氏名	
公募の方法	ホームページ・学会誌等・関係機関への送付・その他（ ）

注) 公募の方法欄は、採用の選考を行った場合に限り記入する。

選考調書

ふりがな  
氏名

生年月日

現住所

(国籍)

I 略歴

- 1 学歴
- 2 学位・称号
- 3 免許・資格
- 4 職歴

II 研究業績

- 1 著書
- 2 論文
- 3 芸術及び体育業績
- 4 翻訳
- 5 研究報告書及び調査報告書
- 6 学会発表等
- 7 学術研究上の開発
- 8 学術研究及び専門性に関わる受賞
- 9 その他学術研究上の特記事項
- 10 前回記載の主な業績

III 教育業績

- 1 教育歴の内容
- 2 指導の状況
- 3 授業公開等の実績
- 4 作成した教科書や教材等
- 5 教育に関する執筆・発言等
- 6 教育に関する社会的貢献
- 7 教育に関する受賞等
- 8 教育に関する実務経験
- 9 その他の教育実績及び特記事項

IV 学界及び社会における活動

備考 外国人は、国籍を記載する。

選考調書

ふりがな  
氏名

生年月日

現住所

(国籍)

I 略歴

- 1 学歴
- 2 学位・称号
- 3 免許・資格
- 4 職歴

II 研究業績

- 1 著書
- 2 論文
- 3 芸術及び体育業績
- 4 翻訳
- 5 研究報告書及び調査報告書
- 6 学会発表等
- 7 学術研究上の開発
- 8 学術研究及び専門性に関わる受賞
- 9 その他学術研究上の特記事項
- 10 前回記載の主な業績

III 教育業績

- 1 教育歴の内容
- 2 指導の状況
- 3 授業公開等の実績
- 4 作成した教科書や教材等
- 5 教育に関する執筆・発言等
- 6 教育に関する社会的貢献
- 7 教育に関する受賞等
- 8 教育に関する実務経験
- 9 その他の教育実績及び特記事項

IV 学界及び社会における活動

備考 外国人は、国籍を記載する。



改 正

現 行

様式第 4

教員選考結果報告書

選考区分	所属	職名	氏名 (年齢)	採用予定年月日	備考

「選考区分」欄には、採用、昇任及び移籍の別を記載する。  
「年齢」は、採用予定年月日における年齢を記載する。  
「採用予定年月日」欄には、非常勤講師及び特任教員の場合は雇用期間を記載する。  
「備考」欄には、第 17 条第 2 項により選考を省略する場合は、前回雇用年度を記載する。

様式第 5

東京学芸大学長 殿

平成 年 月 日

教職大学院長 印

教職大学院特任教員候補者選考運営会議開設申請書

下記のとおり、特任教員の配置を申請します。

記

1. 配置を必要とする教室
2. 配置を必要とする理由
3. 特任教員採用予定日
4. 特任教員採用予定者 新規者 ・ 退職予定者 (氏名) ・ 退職者 (氏名)
5. 職務内容 (担当業務等)
6. その他

注：4. 特任教員採用予定者欄は、該当以外のものを削除する。

様式第 6

東京学芸大学長 殿

平成 年 月 日

教職大学院長 印

特任教員の配置申請について

下記のとおり、特任教員の配置を申請します。

記

1. 配置を必要とする教室
2. 配置を必要とする理由
3. 特任教員採用予定日
4. 特任教員採用予定者 新規者 ・ 退職予定者 (氏名) ・ 退職者 (氏名)
5. 職務内容 (担当業務等)
6. その他

改正

様式第6

特任教員候補者選考調書  
(教職大学院)

平成年月日  
教員人事委員会

運営会議委員

議長  
委員

選定表

区分	
選考基準該当条項	
賛成投票数	
運営会議 開催年月日	
氏名	

選考調書

ふりがな  
氏名  
生年月日  
現住所  
(国籍)

I 略歴

- 1 学歴
- 2 学位・称号
- 3 免許・資格
- 4 職歴

II 研究業績

※比較的最近の研究業績のうちから、代表的なもの5点記載する。

III 教育業績

- 1 教育歴の内容
- 2 職務の状況
- 3 教育上の実績
- 4 教育方法の工夫・改善
- 5 作成した教科書や教材等
- 6 教育上の能力に関する評価
- 7 教育面での社会的貢献
- 8 実務経験に関する特記事項
- 9 その他教育上の特記事項

IV 学界及び社会における活動

備考 外国人は、国籍を記載する。

現行

様式第7

特任教員候補者選考調書  
(教職大学院)

平成年月日  
教育研究評議会

選定表

区分	
選考基準該当条項	
賛成投票数	
運営会議 開催年月日	
氏名	

選考調書

ふりがな  
氏名  
生年月日  
現住所  
(国籍)

I 略歴

- 1 学歴
- 2 学位・称号
- 3 免許・資格
- 4 職歴

II 研究業績

※比較的最近の研究業績のうちから、代表的なもの5点記載する。

III 教育業績

- 1 教育歴の内容
- 2 職務の状況
- 3 教育上の実績
- 4 教育方法の工夫・改善
- 5 作成した教科書や教材等
- 6 教育上の能力に関する評価
- 7 教育面での社会的貢献
- 8 実務経験に関する特記事項
- 9 その他教育上の特記事項

IV 学界及び社会における活動

備考 外国人は、国籍を記載する。



改正

様式第9

東京学芸大学長 殿

第 平成 年 月 日

教職大学院長 ○ ○ ○ ○ 印

教職大学院担当非常勤講師候補者選考運営会議開設申請書

下記のとおり教員候補者選考運営会議の開設を申請します。

記

1 選考職名		採用	昇任			
2 専門領域						
3 研究組織	現員	教授	准教授	講師	助教	計
4 申請事由						
5 開設番号						

様式第10

東京学芸大学長 殿

第 平成 年 月 日

○○○学系長 印

教職大学院担当非常勤講師候補者選考結果報告書

下記のとおり、非常勤講師候補者を選考しましたので報告します。

記

氏名 生年月日 (年齢)	主な職歴等 (○印現職)	担当科目	曜日・時限 (雇用期間)	備考

現行

様式第4

教職大学院担当非常勤講師選考運営会議開設申請書

開設番号

起案 年 月 日	決裁 年 月 日	起案者
申請年月日 年 月 日	申請番号 第 号	
大学院教育学研究科長 殿		
教職大学院長 ○ ○ ○ ○		
下記のとおり申請します。		
候補者氏名		
(申請理由)		

様式第5

教職大学院担当非常勤講師採用報告書

氏名 生年月日 (年齢)	主な職歴等 (○印現職)	担当科目	曜日・時限 (雇用期間)	備考

東京学芸大学教員選考基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

平成27年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長

出口利定

東京学芸大学教員選考基準の一部を改正する基準

東京学芸大学教員選考基準（平成16年3月18日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員選考基準の一部改正について

改正理由：学長のリーダーシップ確立のための教員人事制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨) 第1条 この基準は、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「規程」という。）<u>第7条</u>の規定に基づき、大学教員の選考基準に関し必要な事項を定める。</p> <p>(採用等の選考基準) 第2条 規程第12条第1項の採用等に係る選考は、候補者の人格、教育・研究業績、教授能力、専攻分野における知識及び経験並びに学界及び社会における活動等について行われるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この基準は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 この基準は、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号。以下「規程」という。）<u>第4条第2項</u>の規定に基づき、大学教員の選考基準に関し必要な事項を定める。</p> <p>第2章 採用等の選考基準 (採用等の選考基準) 第2条 規程第3条第1項の採用等に係る選考は、候補者の人格、教育・研究業績、教授能力、専攻分野における知識及び経験並びに学界及び社会における活動等について行われるものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学に任期制を導入する場合の手続き等に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように制定する。

平成27年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学に任期制を導入する場合の手続き等に関する申合せの一部を改正する申合せ

東京学芸大学に任期制を導入する場合の手続き等に関する申合せ（平成11年2月18日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学に任期制を導入する場合の手續等に関する申合せの一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（審議機関）</p> <p>2 本学における任期制の導入は、任期制を計画する研究組織が所属する部局の長（以下「部局の長」という。）の<u>申し出により</u>教育研究評議会（以下「評議会」という。）で審議する。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この申合せは、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（審議機関）</p> <p>2 本学における任期制の導入は、任期制を計画する研究組織が所属する部局の長（以下「部局の長」という。）の<u>申し出に基づき</u>、教育研究評議会（以下「評議会」という。）で審議する。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学短期留学プログラムカリキュラム実施要領等の一部を改正する実施要領を次のように制定する。

平成27年3月31日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学短期留学プログラムカリキュラム実施要領等の一部を改正する要領

次に掲げる要領の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学短期留学プログラムカリキュラム実施要領（平成15年6月5日制定）
- (2) 東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要領（昭和58年3月18日制定）

東京学芸大学短期留学プログラムカリキュラム実施要領の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>（授業開設数）</p> <p>第21 授業開設数については、別に定め、運営するものとする。</p> <p>2 前項に規定する授業開設数の変更を必要とする短期留学プログラムの授業科目については、留学プログラム実施部会が<u>審議する。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>（授業開設数）</p> <p>第21 授業開設数については、別に定め、運営するものとする。</p> <p>2 前項に規定する授業開設数の変更を必要とする短期留学プログラムの授業科目については、留学プログラム実施部会が<u>決定する。</u></p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学教員養成実地指導講師候補者選考要領の一部改正について

改正理由：学長のリーダーシップ確立のための教員人事制度の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1 東京学芸大学における教員養成実地指導を行う非常勤講師（以下「教員養成実地指導講師」という。）の候補者の選考手続及び選考基準については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）<u>第29条</u>の規定に基づき、この要領の定めるところによる。</p> <p>(選考)</p> <p>第2 <u>教員養成実地指導講師の選考は、各学系又は教育実践研究支援センターが選考した候補者のうちから、学長が行う。</u></p> <p>(選考手続)</p> <p>第3 各学系又は教育実践研究支援センターで教員養成実地指導講師を必要とするときは、当該学系又は教育実践研究支援センターで立案計画の上、第4項の選考基準に基づき、教員養成実地指導講師（教育実地研究特別講義担当）候補者選考調書（別紙様式）により候補適格者の選考を行う。</p> <p>第4 前項の規定により選考された候補者について、当該学系長（教育実践研究支援センターにあつては総合教育科学系長。以下同じ。）の承認を得た後、当該学系長は、<u>学長及び当該学系の教授会に報告するものとする。</u></p> <p>第5 (省略)</p> <p><u>附 則</u> この要項は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1 東京学芸大学における教員養成実地指導を行う非常勤講師（以下「教員養成実地指導講師」という。）の候補者の選考手続及び選考基準については、東京学芸大学教員選考規程（平成16年規程第15号）<u>第23条</u>の規定に基づき、この要領の定めるところによる。</p> <p>(選考手続)</p> <p>第2 各学系又は教育実践研究支援センターで教員養成実地指導講師を必要とするときは、当該学系又は教育実践研究支援センターで立案計画の上、第4項の選考基準に基づき、教員養成実地指導講師（教育実地研究特別講義担当）候補者選考調書（別紙様式）により候補適格者の選考を行う。</p> <p>第3 前項の規定により選考された候補者について、当該学系長（教育実践研究支援センターにあつては総合教育科学系長。以下同じ。）の承認を得た後、当該学系長は、当該学系の教授会に報告するものとする。</p> <p>(選考基準)</p> <p>第4 教員養成実地指導講師候補者の選考は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員、指導主事若しくは社会福祉施設等において児童等の指導に当たっている者又はそれらの職にあつた者で、それらの職を合せて5年以上の教育歴があり、かつ、優れた指導力をもつ者を基準として行う。</p>